

教育データの利活用に係る留意事項
【国立学校編】

文部科学省

第4版（令和8年4月）

目次

○ 本留意事項について	1
1. 取り扱う内容	1
2. 構成	1
○ 教育データ利活用の目的	3
1. 教育データの利活用はなぜ必要なのか	3
2. 本留意事項のねらい	4
I. 総論編（教育データを利活用する際に気を付けること）	7
1. 個人情報の適正な取扱い	8
1. 1 個人情報を取り扱う際の基本理念	8
1. 2 国立大学法人・国立大学附属学校が取り扱うこととなる個人情報等	9
1. 3 個人情報の取扱い区分に応じた整理	12
1. 4 個人情報の取扱いの委託	21
1. 5 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点	22
1. 6 個人情報保護法関連の参照文書	23
2. プライバシーの保護	24
3. セキュリティ対策	29
3. 1 個人情報保護法の観点から～安全管理措置～	31
II. 手順編	34
1. 取得	35
2. 利用、提供	38
3. 管理	40
III. 事例編	45
事例1 A 国立大学附属 X 小学校において、授業で児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する	46
事例2 B 国立大学附属 Y 小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）	53
事例3 C 国立大学附属 Z 中学校において、生徒の心の健康状態を把握するツールを利用する	57
IV. Q&A 編（よくあるご質問）	66

○ 本留意事項について

本留意事項は、国立大学法人・国立大学附属学校において教育データの利活用が進む中で、セキュリティや個人情報等に関して心配の声があることを受け、教育データを利活用するに当たって安全・安心を確保するために、国立大学法人・国立大学附属学校が留意すべき事項を整理したものです。

1. 取り扱う内容

本留意事項は、初等中等教育段階の国立大学法人・国立大学附属学校の教職員等が、児童生徒の教育データ（デジタルデータ）¹を取り扱う際に留意すべきポイントをまとめています。教育データには個人情報が含まれる場合がありますが、本留意事項においては、児童生徒を本人とする個人情報を対象としています。（保護者や教職員等を本人とする個人情報は対象とはしていません。）

なお、教育データを利活用するに当たって現時点で想定される留意点を整理したものであり、個人情報等の適正な取扱いに関して網羅的に整理したものではありません。今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や、論点についての議論が深まっていくことも想定されます。そのため、本留意事項も改訂を行っていく予定です。

本留意事項は、個人情報の適正な取扱いを確保し、また初等中等教育段階の国立大学法人・国立大学附属学校の教職員等の対象者の利用に資するものとするため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、「個人情報保護法」といいます。）の規定、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）（以下、「ガイドライン（通則編）」）といいます。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（個人情報保護委員会）（以下、「ガイドライン（行政機関等編）」）といいます。）、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会）（以下、「事務対応ガイド」といいます。）、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）（以下、「基本方針」といいます。）等²を参考にしつつ、個人情報保護委員会事務局から助言を受けたうえで作成したものです。

なお、教育データを利活用いただくにあたって、個人情報の適正な取扱い等が重要であること、安全・安心に教育データ利活用を進めていただく必要があること、といった基本的な考え方は学校設置者に関わらず同じですが、公立学校及び私立学校については、個人情報保護法の対象規定が一部異なることから、別途「公立学校編」、「私立学校編」をご確認ください。

2. 構成

本留意事項は、「総論編」「手順編」「事例編」「Q&A編」に分かれています。各文書の目的と特徴に従って、必要な文書を参照するようにしてください。

¹ Q&A編-Q（1）「教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。」も参照のこと。

² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250601_guidelines01.pdf

I. 総論編

活用
シーン

**本留意事項を初めて読むとき
前提となる重要なポイントや考え方を確認するとき**

概要

国立大学法人・学校において教育データを取扱う際に、個人情報保護やプライバシー保護の観点から留意すべき事項について、個人情報保護法や各種文書を踏まえ、全体的に解説しています。

II. 手順編

活用
シーン

**実務の流れを把握したいとき
具体的な対応方法を知りたいとき**

概要

国立大学法人・学校において児童生徒の教育データを取扱う際の手順について、実際の流れに沿って具体的に説明しています。

III. 事例編

活用
シーン

国立大学法人や学校での実際の対応例を参考にしたいとき

概要

ある国立学校が、学習用ソフトウェア等を導入し教育データを活用するシナリオにおいて、当該国立大学法人・学校が個人情報の適正な取扱い等の観点から行った主な対応を紹介しています。

IV. Q&A編

活用
シーン

疑問点を解消したいとき

概要

教育データを活用する際によくある質問について、Q&A形式で解説しています。

○ 教育データ利活用の目的

1. 教育データの利活用はなぜ必要なのか

「教育データの利活用」と聞くと、「今、なぜ教育データの利活用が必要なのか。」、「教育データを利活用するとどのようなよいことがあるのか。」等の疑問がわいてくる方もいるのではないのでしょうか。教育データを利活用する目的は、端的に言えば、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援を可能にすることです。この目的の達成に向けて、主体ごとにデータの利活用の具体的なイメージを挙げると以下のとおりです。

子供：これまでの自らの学びを振り返ったり、学びを広げたり、伝えたりすることが可能になります。

教師：よりきめ細かい指導や支援が可能となり、自身の経験や知見を照合することで自身の成長にもつながります。

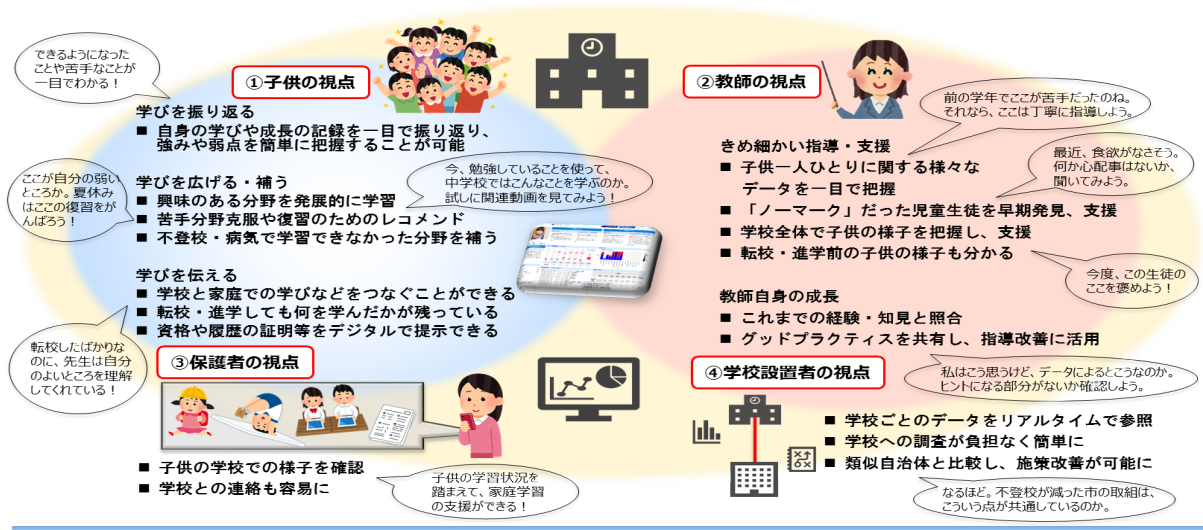
保護者：子供の学校での様子を確認する等の学校との連携が容易となります。

学校設置者：類似の国立大学法人・国立大学附属学校やその他の同様の教育段階の学校との比較や取組の改善がより容易となります。

研究機関等：具体的な個人等を特定できないデータを大学等の研究で利活用することで根拠に基づいた政策立案やより効果的な教授法・学習法の創出等、我が国全体の教育水準の向上につながることも期待されています。

このように、教育データを利活用することで、子供、教師、学校設置者等の可能性を最大限に引き出すことが可能となります。これまでも学校ではアナログな形でデータの活用等は行われていました。一方、GIGA スクール構想の推進により児童生徒1人1台端末が整備され、学校における端末を使用した学習が急速に普及してきています。この端末を活用した学習によって、例えば端末の利用ログやデジタルドリルの回答時間等、紙を活用した学習では得られなかった子供の学びに関するデジタルデータが利活用できるようになっています³。このため、上記の目的を達成していくために教育データの利活用が求められているのです。（[Q&A 編-Q \(2\)](#)も参照のこと）

³教育データを利活用する目的は、データをもとに、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援を可能とすることです。データの利活用はあくまでこのための手段であり、技術やデータを利活用すること自体が目的化しないようにする必要があります。



図表1 教育データの利活用の将来像

(出典)「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」文部科学省(令和3年3月)

教育データの利活用については、文部科学省が「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」（令和3年3月）⁴において教育データの定義、目的、原則や利活用イメージ等を示すとともに、デジタル庁・総務省・経済産業省・文部科学省が「教育DXロードマップ」（令和7年6月13日）⁵において学校内外における教育DXに向けた論点や方向性を公表しているほか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）⁶に記載される等、政府全体において推進する方針が打ち出されています。

2. 本留意事項のねらい

上記のように、教育データの利活用は、子供の資質・能力の育成等で大きな役割を果たすことになるため、学校設置者・学校において教育データの利活用を推進していくことが求められています。

一方、各学校において教育データの利活用が始まりつつある中で、デジタルデータは複製や移転等が容易であることもあり、個人情報の適正な取扱いの確保やプライバシーの保護の観点からデータを利活用することへの心配の声があります。

この心配は、「データ利活用はどこまで何が許されているか分からない」等の不安感に起因すると考えられます。このまま漠然と不安な状態だと、データの利活用を全く行わなかったり、必要以上に制限したりする等、データの利活用がしづらい状態になってしまい、可能なはずの支援もできない状況となってしまいます。

教育データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としな

⁴ https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_syoto01-000013887_1.pdf

⁵ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/511df327-5ba3-456e-a5cd-2ebddd8c960/29c4e154/20250613_edu-dx-full.pdf

⁶ <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

がら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。

このため、今回、文部科学省において、教育データ利活用に当たって、国立大学法人・国立大学附属学校において教育データの利活用を進めていく際の参考として、安全・安心を確保する観点から留意すべきポイント等をまとめました。また、こうした安全・安心な教育データの利活用はアナログデータかデジタルデータかに限らず留意する必要がありますが、本留意事項（第4版）では、公立学校での留意事項を整理していた第3版から、新たに、私立学校編・国立学校編を追加したほか、1人1台端末環境によりデジタルデータの活用が進むことを念頭に、学校等において様々な学習用ソフトウェア等を導入する様々な場面での具体的な事例についてまとめた「事例編」にケースを追加しています。

【コラム1】教育データの利活用の参考となる考え方

児童生徒の権利については、国連で「子どもの権利条約」⁷が採択されています。ここでは「子どもにとって最もよいこと」等の4つの原則や、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」こと、「すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられる」こと等が定められています⁸。

加えて、児童生徒の「デジタル・シティズンシップ」という考え方があります。デジタル・シティズンシップとは、今後、児童生徒自身がデジタルデータを日常的に道具として活用していく際に必要となる、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のことです⁹。

更に、児童生徒の個人情報の適正な取扱いの確保についても配慮する必要があります。個人情報の取扱い一般については、OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」¹⁰を、EU（European Union：欧州連合）では「GDPR」（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）¹¹を定めています。また、日本でも「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」（以下、「政策基本原則」といいます。）¹²が定められ、取扱いの安全

⁷ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

⁸ 国連・子どもの権利委員会では「デジタル環境との関連における子どもの権利についての一般的意見 25号（2021年）」を発表しています。

⁹ 総務省は令和5年6月に、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」を公表し、参考事例として欧米におけるデジタル・シティズンシップの考え方を踏まえた取組事例を紹介している。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000888980.pdf

¹⁰ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0188>

「1 収集制限の原則」、「2 データ内容の原則」、「3 目的明確化の原則」、「4 利用制限の原則」、「5 安全保護の原則」、「6 公開の原則」、「7 個人参加の原則」、「8 責任の原則」の8原則が定められています。

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32016R0679>

「1 個人データの取扱い」の「a 適法性、公正性及び透明性」、「b 目的の限定」、「c データの最小化」、「d 正確性」、「e 記録保存の制限」、「f 完全性及び機密性」、「2 管理者のアカウントビリティ」等が定められています。

¹² <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>

「1 個人情報等の取扱いの必要性・相当性」、「2 個人情報等の取扱いに関する適法性」、「3 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」、「4 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性」、「5 個人情報等の

性、本人関与の実効性、取扱いに関する透明性と信頼性等が7つの原則とされました。

国立大学法人・国立大学附属学校において、教育の質の向上のために教育データを利活用していく過程で、必要な場面に応じて、本留意事項を活用し、安全・安心に教育データを利活用いただきたいと思います。（[Q&A 編-Q（3）](#)も参照のこと）

取扱いの安全性」、「6 個人情報等に係る本人関与の実効性」、「7 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」の7つの原則が定められています。

I. 総論編（教育データを利活用する際に気を付けること）

1. 個人情報の適正な取扱い

1. 1 個人情報を取り扱う際の基本理念

国立大学法人・国立大学附属学校において教育データを取り扱う場合には、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要です。個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護と有用性に関する個人情報保護法の考え方を十分に踏まえて、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められます。

個人情報の適正な取扱いに当たっては、個人情報保護法に則り、例えば利用目的をできる限り特定しその範囲内で利用することや、必要かつ適切な安全管理措置を講じる等の対応を行う必要があります。

なお、個人情報の適正な取扱いに当たっては個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではなく、プライバシーの保護も求められます¹³。個人情報保護法第3条においては、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。

詳細は、個人情報の保護に関する基本方針¹⁴を参照してください。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）より抜粋

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（2）法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下、「各主体」という。）においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要がある。2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（1）各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報等の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及び子ども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われることとなる。各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。そのため、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。

¹³ プライバシーの保護が十分でなかった場合、差止請求により教育活動の継続が困難になるリスクや、信頼が失墜するリスクが発生するおそれがあります。詳しくは「[2. プライバシーの保護](#)」を参照してください。

¹⁴ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20220401_personal_basicpolicy.pdf

1. 2 国立大学法人・国立大学附属学校が取り扱うこととなる個人情報等

1. 2. 1 個人情報とは

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①又は②に該当するものをいいます。

- ① 当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの

個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名等の情報のみならず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる生年月日や住所等の情報も含まれます。

なお、ここでいう「他の情報と容易に照合することができ」とは、国立大学法人・国立大学附属学校において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいいます。国立大学法人が設置・運営する学校の場合、「他の情報と容易に照合することができ」る範囲については、基本的に学校単位ではなく、国立大学法人単位で考える必要があります¹⁵。

個人情報に該当するかどうかを判断する際、その情報が公開されているかどうかは関係しません。したがって、ある個人が自らインターネットや SNS に公開している情報であっても、それが特定の個人を識別できるような情報であれば、個人情報に該当します。

なお、②の「個人識別符号」の代表的なものとしては、個人番号（マイナンバー）¹⁶やパスポート番号があります。また、ソフトウェア等で本人を認証できるようにする顔の容貌や指紋も、生体情報を変換した符号として「個人識別符号」に該当します。その他にどのような情報が「個人識別符号」に該当するかは、脚注を参照してください¹⁷。

また、個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」¹⁸といいます。個人情報デー

¹⁵ 例えば、ある情報について、学校内では氏名等と照合することが不可能で、特定の個人を識別することが困難であるとしても、国立大学法人に問い合わせる等の方法により容易に照合することができ、特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に該当します。また、同様に、国立大学法人（当該法人下の学校を除く）内では照合することが不可能でも、学校において照合することができる場合は、個人情報に該当します。

¹⁶ マイナンバーの取扱いは法令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））により用途が厳しく制限されているため、国立大学法人・学校で取り扱うことは基本的に想定されません。

¹⁷ 個人識別符号とは、単体で特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）（以下、単に「政令」という。）で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます（個人情報保護法第 2 条第 2 項）。本文で記載したほかに「個人識別符号」の代表的なものは、以下の身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものです。（例：「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」「虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様」「発声の際の声帯の振動」「指紋又は掌紋」等）

¹⁸ 個人情報保護法第 16 条第 3 項、ガイドライン（通則編）2-6

データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いていない場合であっても、例えば、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置かれているものをいいます¹⁹。

さらに、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法では「要配慮個人情報」が定義されています。「要配慮個人情報」²⁰とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

1. 2. 2 国立大学法人・国立大学附属学校における個人情報

国立大学法人・国立大学附属学校においては、例えば以下のようなデータは、基本的に個人情報に該当すると考えられます。 ([Q&A 編-Q \(4\)](#)、[\(5\)](#) も参照のこと)

児童生徒の
● 氏名
児童生徒の氏名と紐付く
● 学年、組、学籍番号
● 住所、生年月日、身長、体重
● 出欠席情報
● 1人1台端末の操作履歴
● テストの評点
● 学習アプリの回答結果、回答時間

※あくまで一例

なお、個人情報であったとしても、必ずしも必要な利用や提供を行うことができないというわけで

¹⁹ 個人情報保護法第16条第1項、ガイドライン（通則編）2-4

²⁰ 個人情報保護法第2条第3項、政令第2条。なお、政令第2条においては、次に示す（1）～（5）が定められる。（1）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。（2）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果、（3）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、（4）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、（5）本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

はありません。個人情報の取扱いにあたっての詳細な留意事項については、「[I. 総論編 1. 3](#)」を参照してください。

また、統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質等を数量的に把握するもの）は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法の適用の対象外となります。

1. 3 個人情報の取扱い区分に応じた整理

1. 3. 1 個人情報の取扱いの概要

それでは、個人情報を取り扱う際に遵守すべき個人情報保護法の規定について具体的に確認していきます。個人情報データベース等を、学校教育活動等を行うために利用する（事業の用に供する）国立大学法人・国立大学附属学校は、個人情報保護法上「個人情報取扱事業者」²¹に該当し、個人情報等の取扱い等に関する規律については個人情報保護法第4章の（民間規律）が適用される一方、個人情報の開示・訂正・利用停止等に関する規律、個人情報ファイル簿に関する規律（第75条のみ）、行政機関等匿名加工情報に関する規律等については、公立学校と同様に、個人情報保護法第5章（公的規律）が適用されるため、これらを遵守する必要があります。

代表的な規定の内容は、図表2のとおりです。

例えば、「個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定しなければならないこと」「原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないこと」「原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないこと」「苦情等に適切・迅速に対応すること」「本人からの開示等の請求があった場合はこれに対応すること」等、個人情報を取得するときから、利用・提供等するときにかけて、様々なルールが決められています。

	個人情報の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示・訂正・利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国立大学法人 ※別表第二に掲げる法人に該当	第4章 ※第32条から第39条まで及び第4節を除く （民間規律）	第5章第3節 ※第75条のみ （公的規律）	第5章第4節 （公的規律）	第5章第5節 （公的規律）
（参考） 国の行政機関	第5章第2節 （公的規律）	第5章第3節 （公的規律）		

図表2 国立大学法人にかかる個人情報保護法の主な規定

1. 3. 2 個人情報の取扱い全般（取得・利用・提供等の共通事項）

個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する必要があり、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません²²。

利用目的による制限の例外については、「[I. 総論編1. 3. 2 \(4\)](#)」において解説しています。

また、個人情報取扱事業者が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によ

²¹ 個人情報保護法第16条第2項

²² 個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項

り個人情報を利用することや、偽りその他不正の手段により個人情報を取得することは、個人情報保護法において禁じられています²³²⁴ので、これらにも十分に留意したうえで個人情報を適正に取り扱うことが求められます。

(1) 利用目的の特定

個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければなりません²⁵。

「利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することです。本人が自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、できる限り利用目的を特定したことにはなりません²⁶。例えば、本人から得た情報から、本人に関する関心等の情報を分析する場合、「取得した端末上のログ履歴等の情報を分析して、関心に応じたコンテンツ提供のために利用します。」と具体的に特定することが考えられます。利用目的の例は「[Ⅲ. 事例編](#)」もあわせて参照してください。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければなりません²⁷。

(2) 利用目的の変更

(1) で特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません²⁸。変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲とは、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲を意味します。これは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において変更前後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断されるものです。

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければなりません²⁹。利用目的の通知等の方法については、「[I. 総論編 1. 3. 3 \(1\)](#)」を参照してください。

(3) 利用目的による制限

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的（法第17条第2項に定める範囲で変更された利用目的（上記（2）参照）を含む。）の達成に必要な範囲を超えて、個

²³ 個人情報保護法第19条

²⁴ 個人情報保護法第20条第1項

²⁵ 個人情報保護法第17条第1項

²⁶ ガイドライン（通則編）3-1-1

²⁷ ガイドライン（通則編）3-1-1

²⁸ 個人情報保護法第17条第2項

²⁹ 個人情報保護法第21条第3項

人情報を取り扱ってはなりません³⁰。

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得る必要があります。ただし、人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができます。（例外については、「[I.総論編1.3.2\(4\)](#)」を参照してください。）この利用目的による制限は、法人の統合等の理由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合も同様であり、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはなりません³¹。

本人の同意を得るとは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することを行い、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません³²。個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、児童生徒が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。法定代理人等から同意を得る必要がある子供の具体的な年齢は、個人情報の種類や場面ごとに個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子供について、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

また、本人同意の取得は、例えば、国立大学法人が児童生徒を本人とする個人情報（個人データ）を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱う場合には、国立大学法人または国立大学法人下の学校のいずれかの名義で実施してください。

加えて、本人同意は適正に取得する必要があります。例えば、本人の同意があっても、利用目的が具体的に特定されていない場合、事前の説明が十分でない場合、同意が強制されている場合等には、同意が無効になることがあります。特に、学校教育の性質上、全児童生徒に対し同意書を必須の提出物とする場合や、同意しない児童生徒が授業を受けることができない場合等はもちろん、授業に不便が生じる場合等においても、実質的に同意せざるを得ない状況にあるなど本人同意の任意性が十分確保されていない場合があることを認識する必要があります。有効な同意が取得困難な場合、例えば、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき」等、「[\(4\) 利用目的による制限の例外](#)」の適用も検討ください。

(4) 利用目的による制限の例外

以下の各号に該当する場合については、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり、本人の同意は必要ありません。

利用目的による制限の例外（個人情報保護法第18条第3項第1号～第6号）

³⁰ 個人情報保護法第18条第1項

³¹ 個人情報保護法第18条第2項

³² ガイドライン（通則編）2-16

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 法令（条例を含む。）に基づく場合（第1号） ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第2号） ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第3号） ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（第4号） ⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第5号） ⑥ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第6号） |
|--|

図表3 利用目的による制限の例外（個人情報保護法第18条第3項第1号～第6号）

「法令に基づく場合」とは、例えば、警察の捜査関係事項照会に対応する場合や、保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合、児童虐待防止法に基づき児童相談所等に通告する場合等が挙げられます。また、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、例えば、児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の中で当該児童生徒の情報を交換する場合や、児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合等が挙げられます³³。なお、法令に基づく対応として情報提供等を行った場合、個人情報保護法に照らして問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分出なかった場合、プライバシー侵害となるリスクがあります。プライバシーの保護については、「[I. 総論編2](#)」及び「[【コラム3】プライバシー侵害が成立する代表的な裁判例](#)」も参照し、適切な対応をおこなってください。

1. 3. 3 個人情報の取得

(1) 利用目的の通知等

個人情報取扱事業者が個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければなりません³⁴。あらかじめ利用目的を公表していることが望ましいですが、公表していない場合には取得後速やかに、その利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。このとき、取得には、書面による記載のほか、ソフトウェア等を通じて入力画面に打ち込む等の電磁的な記録によって直接本人から取得する場合も含まれます。

³³ ガイドライン（通則編）3-1-5（1）

³⁴ 個人情報保護法第21条第1項

なお、直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません³⁵。

利用目的の通知は、本人に直接知らしめることをいいますが、この場合には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法で行います。また、利用目的の公表は、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいいますが、この場合には公表する事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法で行います。例えば、児童生徒本人にお便りやメール等であらかじめ示しておく方法のほか、教室における掲示や集会での説明等の口頭による方法も考えられますが、いずれにせよ、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要です。また、ホームページ等の端末の画面においてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考えられますが、この場合には、本人が送信ボタンをクリックする前等にその利用目的が本人の目に留まるといった方法をとる等、その配置に留意する必要があります。

もっとも、学校教育においては、保護者が、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データの利用目的を把握しておきたいと考えていることもあります。そのため、学校の実態や利用する個人情報の種類に応じて、保護者に対しても利用目的を通知することは、より丁寧な対応となります。（[Q&A 編-Q（6）](#)も参照のこと）

なお、利用目的を通知、公表することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合等、利用目的の通知等が不要となる例外についても定められています³⁶。例外の詳細については、[図表4](#)を参照してください。

利用目的の通知等をしなくてよい場合（個人情報保護法第21条第4項第1号～第4号）
① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（第1号）
② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（第2号）
③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（第3号）
④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（第4号）

図表4 利用目的の通知等をしなくてよい場合（個人情報保護法第21条第4項第1号～第4号）

³⁵ 個人情報保護法第21条第2項

³⁶ 個人情報保護法第21条第4項

(2) 要配慮個人情報の取得

要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして信条や病歴、犯罪の経歴等の記述等が含まれる個人情報をいいます。（要配慮個人情報の詳細は「[I. 総論編 1. 2. 1](#)」を参照してください。）。

個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されるため、あらかじめの本人同意は不要となります³⁷。

加えて、例外的に、図表5に示す事項に該当する場合、本人同意を得ないで要配慮個人情報を取得することが認められます。

要配慮個人情報の取得にあたって本人の同意を得なくてよい場合 (個人情報保護法第20条第2項第1号～第8号)
① 法令に基づく場合（第1号）
② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第2号）
③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第3号）
④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（第4号）
⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第5号）
⑥ 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（第6号）
⑦ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（第7号）
⑧ その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定める場合（第8号）

図表5 要配慮個人情報の取得にあたって本人の同意を得なくてよい場合
(個人情報保護法第20条第2項第1号～第8号)

³⁷ ガイドライン（通則編）3-3-2

1. 3. 4 個人データの第三者提供

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはなりません³⁸。ただし、「(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供」で示す場合には例外的に、第三者提供に当たって本人の同意は不要です。

<p>(1) 本人同意に基づく第三者提供【原則】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 第三者提供の制限の原則（個人情報保護法第27条第1項）<ul style="list-style-type: none">個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人からの同意を得なければなりません。ただし、「(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供」で示す場合を除きます。■ 個人データの提供の際の記録（個人情報保護法第29条）<ul style="list-style-type: none">第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。 <p>(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供</p> <ul style="list-style-type: none">■ 第三者提供にあたって本人の同意を得なくてよい場合に該当するとき（個人情報保護法第27条第1項第1号～第7号）<ol style="list-style-type: none">法令に基づく場合（第1号）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第2号）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第3号）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（第4号）当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第5号）当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供が必要であるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（第6号）当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第7号）■ 第三者に該当しない場合（個人情報保護法第27条第5・6項）<ul style="list-style-type: none">委託・事業の承継・共同利用の場合については、個人データの提供先は第三者に該当しないものとされています。

図表6 個人データの第三者提供に関する規律

(1) 本人同意に基づく第三者提供【原則】

個人情報取扱事業者は、「(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供」で示す場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません³⁹。また、同意の取得に当たっては、学校教育活動等の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む）等に応じて、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければなりません。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定する必要があります⁴⁰（「[I.総論編 1.3.1](#)」を参照してください。）

加えて、個人データを第三者に提供したときは、個人データの提供元・提供先それぞれにおいて、

³⁸ 個人情報保護法第27条第1項

³⁹ 個人情報保護法第27条第1項

⁴⁰ ガイドライン（通則編）3-6-1

第三者提供に係る記録の作成等をしなければなりません⁴¹。

(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供

例外措置として、以下①～⑦のいずれかに該当する場合は、第三者提供に当たって、本人の同意は不要です。

なお、事業者への委託・事業の承継⁴²・共同利用の場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、個人データの提供先は第三者に該当しないものとされています⁴³。そのため、事業者への委託・事業の承継・共同利用に該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを提供することができます。

第三者提供にあたって本人の同意を得なくてよい場合（個人情報保護法第27条第1項第1号～第7号）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法令に基づく場合（第1号）② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第2号）③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（第3号）④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（第4号）⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第5号）⑥ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（第6号）⑦ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（第7号） |
|--|

図表7 第三者提供にあたって本人の同意を得なくてよい場合
（個人情報保護法第27条第1項第1号～第7号）

1. 3. 5 個人データの管理

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個

⁴¹ 個人情報保護法第29条・第30条、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

⁴² 事業の承継とは、例えば法人の統合が挙げられます。

⁴³ 個人情報保護法第27条第5項、ガイドライン（通則編）3-6-3

個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません⁴⁴。また、保有する個人データについて利用する必要がなくなったときには、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

管理に当たって必要な情報セキュリティ対策や安全管理措置については、「Ⅰ.総論編 3」で解説しています。

なお、国立大学法人・学校における教育データについては、指導要録や出席簿等、学校教育法等の法令で保存期間が定められているものがあるため、それらについては法令に基づく保存期間を設定する必要があることに留意する必要があります。

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

3 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

⁴⁴ 個人情報保護法第 22 条、ガイドライン（通則編）3-4-1

1. 4 個人情報の取扱いの委託

国立大学法人・国立大学附属学校が、授業などの教育活動でデジタル教材等の学習用ソフトウェア等を活用することで取得される児童生徒の個人情報については、学習用ソフトウェア等を提供する民間事業者での取扱いも含め、当該個人情報取扱事業者⁴⁵で責任をもって取り扱う必要があります。そのため、この取扱いを担保するに当たっては、国立大学法人・国立大学附属学校から民間事業者に「個人情報の取扱いを委託」することが一般的であると考えられ、望ましいことから、基本的にこうした対応が求められます。（[Q&A 編-Q（8）](#)も参照してください）

このような学習用ソフトウェア等を利用する際をはじめ、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません⁴⁶。例えば、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、委託元が法令等⁴⁷に則って講じる安全管理措置⁴⁸と同等であることを確認する必要があります。また、委託契約の締結にあたっては、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましいです⁴⁹。契約書に明記すべき事項を以下に示します。

- 個人データの取扱いを委託する際に契約書に明記すべき事項
- ① 個人データに関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - ② 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - ③ 個人データの複製等の制限に関する事項
 - ④ 個人データの安全管理措置に関する事項
 - ⑤ 個人データの漏えい等⁵⁰の事案の発生時における対応に関する事項
 - ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するための監査等に関する事項

また、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施状況を把握し、必要に応じて委託の内容等の見直しを検討する必要があります⁵¹。例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く他、口頭による確認といった合理的な方法により確認することも考えられます。

⁴⁵ 個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（個人情報保護法第16条第2項）をいいます。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。

⁴⁶ 個人情報保護法第25条、ガイドライン（通則編）3-4-4

⁴⁷ 個人情報保護法第23条（安全管理措置）及びガイドライン（通則編）において求められる、必要かつ適切な措置を指します。

⁴⁸ ガイドライン（通則編）3-4-4（1）

⁴⁹ ガイドライン（通則編）3-4-4（2）

⁵⁰ 漏えい、滅失や毀損（例えば、ランサムウェアにより暗号化されてしまった等も含みます。)) その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいいます。（以下「漏えい等」という。）

⁵¹ ガイドライン（通則編）3-4-4（3）

なお、これらの対応は委託先が再委託を行おうとする場合についても、委託を行う場合と同様の対応を行う必要があります⁵²。

1. 5 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点

1. 5. 1 開示、訂正、利用停止請求

個人情報保護法は、本人が、国立大学法人が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保するうえで重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下、「開示請求等」といいます。）の仕組みを設けており、何人も、国立大学法人に対し、その国立大学法人の機関が保有する自己を本人とする保有個人情報⁵³の開示請求等を行うことができます⁵⁴。

1. 5. 2 個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル簿は個人情報保護法第 75 条第 1 項に基づき、行政機関の長等に対して、その作成及び公表が義務付けられており、国立大学法人にも適用されます。個人情報ファイル簿の作成に当たっては、対象となる個人情報ファイル⁵⁵を漏れなく把握することが重要です。なお、個人情報ファイル簿を作成する必要があるかどうかは各国立大学法人において確認する必要があります⁵⁶。

なお、各国立大学法人においては、記録情報に要配慮個人情報⁵⁷が含まれているときは、その旨も個人情報ファイル簿に記載する必要があります⁵⁸。

作成した個人情報ファイル簿については、公表しなければならないことに留意が必要です。

1. 5. 3 苦情処理、漏えい等への対応

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める必要があります⁵⁹。

⁵² ガイドライン（通則編）3-4-4（3）

⁵³ 「保有個人情報」とは、個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報を指します。

⁵⁴ 個人情報保護法第 5 章第 4 節

⁵⁵ 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいいます。（個人情報保護法第 60 条第 2 項）

（1）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（2）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

⁵⁶ 1 年以内に消去する記録情報のみを記録する個人情報ファイル（個人情報保護法第 75 条第 2 項第 6 号）や 1000 人に満たない個人情報ファイル（個人情報保護法第 75 条第 2 項第 9 号、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 19 条第 2 項）等については、個人情報ファイル簿の作成・公表が不要です。（個人情報保護法第 75 条第 2 項 1 号）

⁵⁷ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれます。（個人情報保護法第 2 条第 3 項）

⁵⁸ 個人情報保護法第 74 条第 1 項第 6 号及び第 75 条第 4 項

⁵⁹ 個人情報保護法第 40 条、ガイドライン（通則編）3-9

また、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会規則の定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する必要があります。また、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する必要があります⁶⁰。（[Q&A編-Q \(10\)](#)も参照のこと）

1. 6 個人情報保護法関連の参照文書

その他、個人情報保護法の各規定の解釈等については、個人情報保護委員会ウェブサイト⁶¹で公表されている以下の資料を参照してください。

【個人情報取扱事業者等に係るガイドライン・Q&A等】

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）⁶²
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）⁶³
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）⁶⁴
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）⁶⁵
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）⁶⁶
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A⁶⁷
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）⁶⁸
- ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）⁶⁹
- ・個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）⁷⁰

⁶⁰ 個人情報保護法第26条、ガイドライン（通則編）3-5

⁶¹ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

⁶² https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

⁶³ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_thirdparty/

⁶⁴ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_anonymous/

⁶⁵ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_offshore/

⁶⁶ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_ninteidantai/

⁶⁷ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/

⁶⁸ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_administrative/

⁶⁹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/202403_koutekibumon_jimutaiau_guide.pdf

⁷⁰ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/koutekibumon_qa/

2. プライバシーの保護

教育データを取り扱う場合には、「プライバシー」の考え方も念頭に置く必要があります。

プライバシーという概念は世の中に広く認識されており、また、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している憲法第 13 条が、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由等を認める判決等もみられます。他方で、いわゆる「プライバシー権」として主張される内容は、個人情報の取扱いに直接関係しないものも含め、極めて多様かつ多義的なものになっています。この点、個人情報保護法では、個人情報の取扱いに伴い生じるおそれのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を未然に防止することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みが具体的に規定されています。

プライバシーの保護に当たっては個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではありません。個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、民事法上のプライバシー侵害となり、差止請求により教育活動の継続が困難になるリスクや、国立大学法人・国立大学附属学校への信頼が失墜し取組を続けることが困難になってしまうリスクも懸念されます。

この点、個人情報保護法第 3 条においては、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。なお、プライバシー侵害が成立する代表的な裁判例については、コラム 3 を参照してください。

プライバシーの保護においては、個人情報保護法を遵守するのみならず、各主体の自律的な取組と連携・協力、プライバシー影響評価（PIA）⁷¹の手法を用いることや、個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築等が必要と考えられます。

プライバシーに関しての記述として、政策基本原則のうち、「7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」において以下のとおり述べられており、「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方も重要になるとされています。

○政策基本原則「7. 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」より抜粋

個人情報等の取扱いに当たっては、事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、全体を通じて計画的にプライバシー保護の取組を実施する「プライバシー・バイ・デザイン（Privacy by Design）」の考え方が重要である。

⁷¹ 個人情報等の収集を伴う事業の開始や変更の際に、プライバシー等の個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価するリスク管理手法

「プライバシー・バイ・デザイン」には7つの原則⁷²が存在しています。「事後的でなく事前的であり、救済策的でなく予防的であること」、「プライバシー保護の仕組みが、事業やシステムのデザイン及び構造に組み込まれること」及び「プライバシーに係る情報は生成される段階から廃棄される段階まで、常に強固なセキュリティによって守られなければならない」等が定義されています。

これらの定義を踏まえると、プライバシー保護の仕組みを初期段階から予防的に構築し、取組全体に渡り、情報の収集（生成）から廃棄までの全ての段階で機能しているということが重要です。

また、プライバシーに関わる社会的状況やプライバシーの捉えられ方の変化等により、当初想定していなかったプライバシーに関する問題が発生する可能性もあり、この場合、最初にプライバシー・バイ・デザインを実施しているから十分であるということには必ずしもなりません。このため、プライバシー・バイ・デザインによる仕組みの構築とそれを不断に見直し、改善していくプロセスを併せて検討していくことが求められます。

【コラム2】 ELSI（倫理的・法的・社会的課題）

プライバシーの保護に関連して、ELSI（Ethical, Legal and Social Issues：科学技術の社会実装に際しての倫理的・法的・社会的課題）という考え方があります。

教育データの利活用に関する技術が日進月歩であることや、教育データの利活用の事例が積み重なっていくことを考慮すると、現在は想定していなかった課題が今後随時発生していくことが考えられます。こういった状況を踏まえると、今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や、論点についての議論が深まっていくことも想定されます。

例えば、「EdTechのELSI論点101」⁷³においては、教育データの利活用の進展により想定されるELSIの論点の例として、「過去の問題行動がすべて記録蓄積されていくと、たとえそこから成長を見せていても、その児童生徒のことを適切に評価できなくなるのではないか？」「成績の可視化が序列化を助長しないか？」等が挙げられています。

また、EU（European Union：欧州連合）のAI規則案では、感情を推測するAIシステムは、差別的な結果をもたらす可能性があるとして指摘されています。特に教育の場面においては、教師と子供の力関係により、特定の個人やグループの不利益につながる可能性があるとして、禁止すべきであると言及がなされています⁷⁴。

上記のような課題は、教育データの利活用が進むにつれて出てきた新たな課題であり、現時点で決まった解があるわけではありません。そこで、こういった新たな課題が出てきた場合には、各学校や地域で議論しながら、全体として納得できる解を探していく必要があります。また、文部科学省においても、今後順次、新たな課題についての議論を進めて、本留意事項の改訂を行っていく予定です。

⁷² 「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」2023年4月（経済産業省・総務省）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000877678.pdf)

⁷³ 教育データの利活用に関する有識者会議(第13回)会議資料「【資料2-1 参考資料】滋賀大学加納教授提出資料（EdTechのELSI論点101）」
(https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20221011-mxt_syoto01-202318_2-12.pdf)

⁷⁴ <https://artificialintelligenceact.eu/wp-content/uploads/2024/01/AI-Act-FullText.pdf>

【コラム3】 プライバシー侵害が成立する代表的な裁判例 （寄稿：弁護士 森亮二）

上述のとおり、個人情報の取扱いが、個人情報保護法に照らして問題がなかったとしても、プライバシーの保護が十分でなかった場合、プライバシー侵害となるリスクがあります。

ここでは、プライバシー侵害に関する裁判所の考え方を把握するため、裁判例を紹介しています。なお、プライバシー侵害は通常は「公表されたくないことを公表されること」によって生じます（公表型）。写真週刊誌などをイメージすると分かりやすいと思います。しかしながら、公表行為がなくても情報の取得と利用によってプライバシー侵害が成立することがあります（取得・利用型）。教育データの利活用の文脈で問題になるのは、監視カメラやNシステムなどの「取得・利用型」のプライバシー侵害の事案です。以下のとおり、取得・利用型のプライバシー侵害については、①取得・利用する情報の性質、②取得・利用の目的、③取得・利用の方法・態様、④取得後の情報の管理方法を総合的に判断して、プライバシー侵害かどうかが決せられることが一般的です。

事例1 Nシステム事件

Nシステムとは、「自動車ナンバー自動読み取り装置」の略称です。①道路に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえ、②そこで得られた情報を端末装置に内蔵されたコンピュータで処理し、③自動車登録番号標の文字データのみを抽出し、④これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、⑤自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合する、といった各機能を持つものです。車両運転者や同乗者などの車両に乗車している者の容ぼうなどの画像情報は記録されることがないとされています。犯罪捜査の重要な手掛かりとして機能することもあります。警察による無作為的な情報収集行為がプライバシー侵害であるとして、これまで各地住民から複数の提訴を受けてきました。比較的最近の事件（東京地判平成19年12月26日）の違法性判断の基準は、以下のようなものです⁷⁵。

憲法13条は、国民の私生活上の自由が警察権等の公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、この個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由を有するものと解される。しかし、このような個人の有する自由も無制約のものではなく、公共の福祉のために必要のある場合には相当の制約を受けることは同条の規定するところである。よって、公権力による国民の私生活に関する情報の収集・管理が同条の趣旨に反し、国賠法上の違法性を有するか否かは、①公権力によって取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの情報の性質はどのようなものか、②公権力がその情報を取得、保有、利用する目的が正当なものであるか、③公権力によるその情報の取得、保有、利用の方法が正当なものであるか、④公権力によるその情報の管理方法の厳格さはどの程度か、などを総合して判断すべきである。

この事案で裁判所は、①取得・利用する情報であるナンバープレート情報の秘匿性は低いものの、②取得・利用の目的、③取得・利用の方法・態様、④取得後の情報の管理方法のいかんによっては、国民の監視の問題が生じるとしたうえで、②取得・利用の目的は正当であり、③取得・利用の方法・態様、④取得後の情報の管理方法も相当であったとして、プライバシー侵害を否定しました。

事例2 著名人コンビニ万引き事件⁷⁶

コンビニの防犯カメラにおける撮影行為自体が肖像権・プライバシーを侵害するものとして不法行為に当たるかが争われた事件です。本判決の示す違法性の基準は、以下のようなものです。

本件監視カメラにおいて、本件店舗内の客を撮影し、その撮影に係る画像を報道機関に提供することによりこれを公表等することが不法行為法上違法といえるか否かは、撮影の目的、撮影の必要性、撮影の方法及び撮影された画像の管理方法並びに提供の目的、提供の必要性及び提供の方法等諸般の事情を総合考慮して、上記姿を撮影され撮影に係る画像を公表等されない利益と上記姿を撮影し撮影に係る画像を公表等する利益とを比較衡量して、上記人格的利益及びプライバシー権の侵害が社会生活上受忍限度を超えるものかどうかを基準にして決すべきである。

この事案で裁判所は、②撮影の目的・必要性は正当であり、③撮影の方法・態様も「監視カメラ作動中」の張り紙をするなど

透明性が確保されていて相当、④取得後の情報の管理方法も適切であったとして、プライバシー侵害を否定しました⁷⁷。

事例3 住基ネット事件

住基ネットについては、2002年8月の稼働以降、自己情報コントロール権の侵害等を理由として、全国各地の裁判所に多数の提訴がなされてきました。その大多数において原告住民が敗訴しましたが、大阪高判平成18年11月30日⁷⁸は原告住民の請求を認容し、住基ネットの違憲性を認めました。

本判決は、「行政機関において、住民個々人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認められる」として、原告住民による住民票コードの削除請求を認めたのでした。なお、本判決の上告審である最判平成20年3月6日⁷⁹は、原審の結論を否定して、原告住民の請求を棄却しましたが、その理由は、以下のとおり①取得・利用する情報の秘匿性は低く、②取得・利用の目的は、住民サービスの向上や行政事務の効率化という正当なものである、また、③取得・利用の方法・態様と④取得後の情報の管理方法については、容易に漏えいするようなシステム上の欠陥はなく、制度的措置としても目的外利用には懲戒や罰則が用意されているため原審が問題視するような危険はない、というものでした。

原審が指摘する「住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じている」という点に関して、最高裁は、そのような危険が仮に生じていればプライバシー侵害をもたらすこと自体については否定せず、システムの仕組み上および制度上、そのような危険を回避する仕組みが採られていたことから、プライバシー侵害を否定したのでした。

最後に、取得・利用型ではなく公開型のプライバシー侵害の事例ですが、個人情報保護法上は適法でもプライバシー侵害が成立する事案を紹介します。

事例4 前科照会事件

この事案は、弁護士会照会を受けた京都市中京区の区長が、原告の前科を弁護士会に対して回答したことにより職場に前科を知られた原告が、損害賠償を求めて京都市を提訴したというものです。地裁判決はプライバシー侵害を否定しましたが、高裁判決と最高裁判決はプライバシー侵害を認めました。弁護士会照会を受けた京都市には法律上回答義務があるため、個人情報保護法第69条1項の『法令に基づく場合』にあたり、回答（提供）は同法上は適法ですが、最高裁は、以下のように判断して回答を違法としたのでした。⁸⁰

同市中京区長に回付された被告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていたA弁護士の照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあつたにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる解するのが相当である。

⁷⁵ 同じNシステムに関する事件でも、かつての裁判例の判断基準は①から③までであった。

⁷⁶ 判例タイムズ1343号153頁

⁷⁷ ①情報の性質については、一般的な肖像権侵害の事案のため特に検討されませんでした。

⁷⁸ 判例時報1962号11頁

⁷⁹ 判例タイムズ1268号110頁、判例時報2004号17頁

⁸⁰ 判例タイムズ442号55頁、判例時報1001号3頁

【コラム4】感情推測アプリ（寄稿：弁護士 森亮二）

近時、感情推測の機能を持つ学習アプリ等が登場しています。たとえば授業中の児童生徒が「楽しんでいる」「注意散漫である」といったことを児童生徒の生体情報から感情又は意図を識別または推測する機能を持つアプリです。感情推測の機能は、心の中を覗き込むものなので、内心の自由やプライバシーとの関係で問題を生じるおそれがあります。

まず、憲法 19 条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」として、思想・良心を侵害しない義務を政府に課すことによってこの自由を保障しています。これは、具体的には①特定の思想をもつ、またはもたないことを理由とする制裁等の不利益処遇、②特定の思想をもつ、またはもたないことの強制、③現にもつ思想内容の告白（開示）の告白強制または現にもつ思想と異なる内容の告白強制、のようなことを禁止していると考えられています⁸¹。単なる感情と「思想及び良心」は少し違うかもしれませんが、一定の文脈で児童生徒が抱く感情、たとえば「集中している」「嫌悪感をもっている」などは、その文脈（歴史や社会の授業中であるなど）によっては、「思想及び良心」に結びつくことがあるでしょう⁸²。なお、仮に、児童生徒等の感情推測の行為について、裁判において訴訟になる場合を想定すると、憲法の人権規定は、私人間に直接適用されるものではありませんが、民法 90 条（公序良俗）や民法 709 条（不法行為）といった私人間の紛争に適用される一般条項の解釈に、憲法の趣旨が読み込まれて適用されることになります（間接適用説）。

次に、プライバシーの権利は、通常であれば公表されたくないようなことを公表されない権利とされていますが、個人の感情は、通常の人にとっては公表を望まないものの最たるものであり、児童生徒の感情を推測することは、児童生徒に対するプライバシー侵害にあたるおそれの高い行為です。そのため、不法行為に基づく損害賠償請求や差止請求の対象となる可能性があります。

さらに、EU AI 規則では、教育現場における感情推測の AI の利用について、科学的信頼性・正確性の欠如や、差別的な結果をもたらす可能性、教育において存在する力関係の不均衡による不利な取扱いをもたらす恐れがあると指摘しており、感情推測の AI の使用を禁止しています。⁸³

感情を識別しまたは推論することを目的とする AI システムの科学的根拠については、感情表現が文化や状況によって大きく異なり、同じ個人においてすら大きく異なるだけにいっそう深刻な懸念がある。当該システムの主要な欠点は、とりわけ、その限定的な信頼性、その正確性の欠如、およびその限定的な一般的適用可能性である。したがって、その生体データに基づき自然人の感情や意図を識別しまたは推測する AI システムは、差別的な結果をもたらす、かつ関係者の権利および自由を侵害する可能性がある。労働または教育の枠内において存在する力関係の不均衡を考える場合、これらのシステムの干渉的な性質と相俟って、これらのシステムは、一定の自然人または自然人のグループ全体に対し、有害または不利な取扱いをもたらすおそれがある。したがって、職場および教育に関する状況においては、自然人の感情の状態を検知するために使用されることを目的とする AI システムの上市、サービス開始、または使用を禁止することが適切である。この禁止は、治療用のシステムなど、厳密に医療上または安全上の理由により、上市される AI システムを対象とするものではない。

これらの内容から、学校教育においては、児童生徒本人の同意の有効性について懸念があり、児童生徒の生体情報を取得して感情を推測行為やその結果をもって児童生徒を評価する行為がある場合、内心の自由を侵しているとされる可能性があります。また、この行為を通じて児童生徒を委縮させることが考えられ望ましくありません。

感情推測アプリは、教育以外の分野で利用が始まっていますが、その評価や運用方法などがある程度定まるまでは、極めて慎重な検討が必要だと考えます。なお、【コラム3】も参照してください。

⁸¹ 渋谷 秀樹「憲法（第3版）」有斐閣 337 頁

⁸² この「思想及び良心」が何を指すかについては、これを広く「内心におけるものの見方や考え方」とする立場と、狭く「価値観・主義・信条等」に限られるとする立場がありますが、本文に記載したようなことは、後者の立場でも問題になります。

⁸³ 公益社団法人 著作権情報センター 井奈波 朋子 訳「外国著作権法令集(63)-EU AI 規則編-前文」

3. セキュリティ対策

学校には、指導要録、答案用紙、生徒指導等の記録、進路希望調査票、児童生徒等の住所録等の重要性が高い情報が保管されています。児童生徒の育成においては、学校教育に直接関わる複数の関係者により、児童生徒に関する情報が多目的で活用されます。学習においても、教職員や他の児童生徒と協働学習活動を実践する際、児童生徒が生み出す情報は本人の思考の記録であるとともに学習評価の材料となり、必要に応じて他児童生徒に開示する等多目的に活用されます。よって、学校教育においては、児童生徒の存在及び取り扱う情報の多様性・多目的性等を考慮した情報セキュリティ対策を講ずる必要があります。

このような背景を踏まえ、文部科学省では平成 29 年 10 月に、主に地方公共団体が設置する学校を対象とした情報セキュリティポリシー（以下、「教育情報セキュリティポリシー」といいます。）の策定や見直しを行う際の参考として、教育情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 29 年 10 月版）」を策定し、その後も改訂を行ってきました。

個人情報取扱事業者においても、適切なセキュリティ対策を講じることは重要となるため、これらの内容も参考としつつ、個人情報保護法等の規定に基づき、必要な情報セキュリティ対策や安全管理措置を行いましょ。

詳細や各理念に係る対策基準は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照してください。（[Q&A 編-Q \(10\) \(11\)](#) も参照のこと）

○「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」より抜粋

第1編第2章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方

①組織体制を確立すること

学校における情報セキュリティ対策の考え方を確立させるためには、情報セキュリティの責任体制を明確にしておく必要がある。教育情報セキュリティポリシーの実行管理の最終責任を有する最高情報セキュリティ責任者（CISO：Chief information Security Officer）については、本ガイドラインにおいては、情報セキュリティインシデントが発生した際の危機管理等の観点から、自治体ガイドラインと同一の者（副市長等）が担うこととした。教育委員会・学校においては、首長部局の情報政策担当部局と密に連携し、情報セキュリティ対策を講ずる必要がある。また、学校は、教員を中心に構成され、教員は、児童生徒の教育を司ることがその職務の中心であることから、学校における情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等の権限や情報セキュリティの遵守に関する教育、訓練等については、基本的に教育委員会において責任を持つことを明確にした。

②児童生徒による重要性が高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと

学校においては、コンピュータを活用した学習活動の実施等、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があることに、その特徴がある。実際、児童生徒による、学校が保有する重要性が高い情報に対する不正アクセス事案も発生している。このため、本来は児童生徒が見ることを想定していない重要性が高い情報等にアクセスするリスクを回避することが必要である。

③標的型及び不特定多数を対象とした攻撃等による脅威への対応を行うこと

学校においては、学校ホームページや教職員によるメールの活用、さらには、学習活動におけるインターネットの活用等が行われていることから、地方公共団体のいわゆる行政部局と同様に、標的型及び不特定多数を対象とした攻撃等による脅威に対する対策を講ずることが必要となる。

④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること

成績処理等を自宅で行うことを目的として、教員が個人情報や自宅に持ち帰る場合がある。一方で、個人情報が記載された電子データを紛失することにより懲戒処分等を受けた教員は平成27年度で62名（文部科学省「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査」）も存在することを踏まえ、平成29年のガイドライン策定時に教員が個人情報を外部に持ち出す際のルールについて、考え方を明確にした。また、児童生徒が活用する情報システムにおいては、児童生徒の扱う情報そのものが個人情報となる場合があり、これら情報を完全に匿名化することは困難であることから、児童生徒が活用する情報システムであっても重要性が高い情報を保持する場合、暗号化等の対策を講ずることとした。なお、通信の暗号化を必須とし、データへの適切なアクセス制限を行った上で、データそのもの及びデータ格納先の暗号化については運用を考慮して対策を講ずることが必要である。

⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること

学校は、成績や生徒指導関連等の重要性が高い情報を取り扱うことから、研修等を通じて、教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ることが必要である。

⑥教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること

情報セキュリティ対策を講ずることによって校務事務等の安全性が高まるとともに、教員の業務負担軽減へとつながる運用となるよう配慮する必要がある。また、学校は、児童生徒が学習する場であることに鑑み、授業においてICTを活用した様々な学習活動に支障が生じることのないよう、配慮する必要がある。

⑦児童生徒の情報セキュリティ・情報モラルに関する意識の醸成を図ること

児童生徒が1人1台の学習者用端末を活用し学習活動を行うことから、教職員等からの指導を通じて、児童生徒の情報セキュリティ・情報モラルに関する意識の醸成を図ることが必要である。インターネット等の安全な利用や、コミュニケーションツールにおけるモラル習得など、児童生徒を被害者にも加害者にもしないための指導が必要である。

3. 1 個人情報保護法の観点から～安全管理措置～

個人情報を含む教育データを取り扱う際には、個人データの適正な取扱いを確保するために、個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置を講じる必要があります。具体的には、個人データの取扱いに係る責任者の設置等の組織的安全管理措置、個人データの取扱いに携わる職員や関係者への教育訓練等の人的安全管理措置、個人データを取り扱う端末の制限等の物理的安全管理措置、個人データへのアクセス制限やログの管理等の技術的安全管理措置、個人データが外国において取り扱われる場合に当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する外的環境の把握をリスクに応じて講じることが求められます⁸⁴。また、保有する個人データについて利用する必要がなくなったときには、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

3. 1. 1 基本方針の策定

まず、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、基本方針を策定します。具体的に定める項目としては、個人情報保護法をはじめとする関連法令等の遵守のほか、3. 2. 3以降に示す安全管理措置に関する事項や質問等への窓口等が考えられ、組織内での対応方針を確認することが必要です。

3. 1. 2 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備する必要があります。具体的な対応としては、個人情報の取扱いの段階（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等）ごとに、取扱方法や責任者等の役割分担等を定める個人データの取扱い規程を策定すること等が挙げられます。

3. 1. 3 組織的安全管理措置

組織体制の整備として、個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化等によるデータガバナンス体制の構築等を行う必要があります。国立大学法人・国立大学附属学校においては、学校長等を管理責任者とし、管理責任者が個人情報等を取り扱う担当者を指定することが必要です。また、法人の学長等を総括管理責任者として置くことが必要です。

加えて、個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しも求められます。

⁸⁴ 個人情報保護法第23条、ガイドライン（通則編）10（別添）講ずべき安全管理措置の内容

⁸⁵ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）による審査をクリアしたクラウドサービスリストが公開されており、当該リストに掲載のサービスを活用することも考えられます。

(<https://www.ismap.go.jp/csm>)

3. 1. 4 人的安全管理措置

個人データを取り扱う法人職員及び学校の教職員には、個人情報等のデータを取り扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必要です。例えば、国立大学法人や学校長等が、個人情報の適切な管理のための研修を教職員に対して行うことが考えられます。また、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、従業者に対する監督をしなければなりません。⁸⁶

3. 1. 5 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理や、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄等の措置が考えられます。また、災害等に備えた措置についても講じることが考えられます。その他、個人データを取り扱う端末を持ち出す場合には十分なセキュリティを確保すること、USBメモリ等の外部記録媒体の接続は制限することも考えられます。なお、クラウドサービスを利用する場合は個人情報取扱事業者が自ら果たすべき安全管理措置の一環として必要かつ適切な措置を講じる必要があります。（[Q&A 編-Q \(9\)](#)も参照のこと）

3. 1. 6 技術的安全管理措置

管理責任者は、個人データへのアクセス制御のための措置を講じるとともに、個人データへのアクセス状況の記録や情報の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のための措置を講じることが考えられます。

特にアクセス状況の記録については、アクセス記録機能を、データを利用する情報システムに実装したうえで、定期的なログの確認を行うことが考えられます。アクセスの記録は、ログイン時刻やアクセス時間、ログイン中の操作内容等が特定できるようにすることが重要であり、これらを記録したアクセスログへのアクセス制限を行い、不当な削除や改ざん、追加等を防止する対策を講じることも考えられます。

また、管理責任者は、不適切なアクセスの監視のために、例えば、一定以上の情報がダウンロードされた場合に警告表示を設定することや当該設定を定期的に見直すことが考えられます。また、情報システムの管理者権限を必要最小限とすることが考えられます。

さらに、外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォール設定等による経路制御等の必要な措置や、不正プログラムによる個人情報等の漏えい等の防止のためのソフトウェアの脆弱性の解

⁸⁶ 個人情報保護法第24条、ガイドライン（通則編）3-4-3

消、不正プログラムの感染防止措置等について必要な措置を講じることも考えられます。

3. 1. 7 外的環境の把握

海外のクラウドサービスを利用する等、個人情報が海外で取り扱われる場合は、個人データが取り扱われる外国の特定や外国の個人情報の保護に関する制度等の把握を行ったうえで、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。

3. 1. 8 自己点検及び監査

国立大学法人に監査責任者を置き、安全管理措置の実施状況を定期的に監査し、総括管理責任者に報告することが考えられます。総括管理責任者はその報告内容を評価し、適切な管理のための措置・改善を行う PDCA サイクルを回すことが考えられます。

また、管理責任者は、個人データの記録媒体、処理経路等について、定期的に点検・監査等を行い、その結果と併せて、保有個人データの開示等の請求等や個人データの取扱いに関する苦情等を、総括管理責任者に報告することが考えられます。報告を受けた総括管理責任者は、事案に応じて児童生徒や保護者に対する説明等の対応も検討することが必要となります。

II. 手順編

本編では、実際に国立大学法人・国立大学附属学校が学習用ソフトウェア等（ツール）を導入する際に、個人情報保護等の観点から実施すべきこと、実施が望ましいことについて、順に解説しています。教育データを利活用する際には、手順編を踏まえ、適切に行うようにしてください。

- ◎：個人情報保護法などの法律の規定に基づき、必ず行うべきことです。国立大学法人・国立大学附属学校で必ず行うようにしてください。
- ：教育データが活用されるのが学校であるという性質を踏まえ、行うことが望ましいとされることです。必要に応じ、各国立大学法人・国立大学附属学校の判断で行うようにしてください。

1. 取得

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] a 利用目的（ツールを導入することで取得するデータ[*]の利用目的）を特定する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、ツールを導入することで取扱うデータの利用目的をできる限り特定しなければなりません。</p> <p>ツール導入時に加え、ツールの機能の追加等により取扱うデータが増える際も利用目的の特定が必要なので、留意してください。</p> <p>※すべての項目において、「データ」は、個人情報を含むデータのことを指します。</p>	<p>利用目的の例</p> <p>「Ⅲ. 事例編」を参照</p>
<p>[○] b データの取扱い等に係る整理を文書化しておく</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、導入するツールにおけるデータの取扱い等を内部で整理し、文書化しておくことが望まれます。</p>	<p>文書化する事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス概要（児童生徒の得られる教育的メリット等） ・ 利用目的 ・ データ管理体制 ・ 収集するデータ ・ データ取得の方法（例：児童生徒がツールに入力） ・ データ収集のタイミングと場所（例：ツール起動中に回答情報を収集、バックグラウンドで操作ログを収集） ・ 利用手法（例：収集した回答情報を元に、正誤判定を実施） ・ 安全管理措置に関する事項 ※詳細は 3c を参照 ・ 第三者提供 ※第三者提供の記録義務については 2c を参照。 ・ 保存期間 ・ 本人の権利（開示請求等）への対応方法 ・ 問い合わせ先（質問及び苦情処理の窓口等） ・ データ処理の根拠 ・ 想定されるリスク（例：児童生徒に対して発生しうるプライバシーリスク）

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] c 児童生徒本人に対し、利用目的を明示する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、児童生徒から直接、ツールを通じてデータを取得するときは、あらかじめ（取得前に）利用目的を明示しなければなりません。</p>	<p>児童生徒本人に利用目的を明示する方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に端末を貸し出す際に、利用目的を口頭で説明する 児童生徒からのデータ取得にあたって、当該取り組みに関する説明会を開催し、利用目的を分かりやすく口頭で説明する ツールの利用を開始する際に、利用目的をツール上の画面に表示し、説明する <p>注）取得の状況から見て利用目的が明らかであるときは明示が不要。不要となる例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿題の実施状況を確認するため、宿題を提出させるとき 部活動に関わる連絡を行うため、入部届で連絡先を集めるとき 通学証明書発行のため、通学証明書発行申請書で通学に関わる個人情報を取得するとき
<p>[◎/○] d 児童生徒に加え、保護者に対して利用目的を明示する</p> <p>※児童生徒の発達段階によっては、利用目的の内容について児童生徒本人が理解できないことも考えられます。自分で理解・判断できる場合は本人のみ、そうでない場合は保護者にも明示することが基本です。</p> <p>※学校教育においては保護者が利用目的を把握しておきたいと考えていることもあるので、児童生徒が15歳以下の場合など、学校の実態や利用する個人情報の種類に応じて保護者に対しても明示することが推奨されます。</p>	<p>保護者に利用目的を明示する方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに行う、IT ツール利用に伴う保護者向けのお知らせ文書に、データの利用目的を明確に記載する 保護者向けに説明会を開催し、利用目的を口頭でわかりやすく説明する
<p>[○] e 児童生徒や保護者に対し、利用目的を明示する際、利用目的に加えデータの取扱いについても説明する</p> <p>国立大学附属学校は、児童生徒・保護者が安心してツールを使えるよう、利用目的に加えてどのようにデータが取り扱われるかについて、説明することが望ましいです。</p>	<p>利用目的に加えて説明する事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス概要（児童生徒の得られる教育的メリット等） データ管理体制 収集するデータ データの収集手法 データ収集のタイミングと場所 利用手法（他のデータとの実合等） データを保管する地理的位置及び法域（海外にサーバがある等） 保存期間 本人の権利（開示請求等）への対応方法 問い合わせ先（質問及び苦情処理の窓口等）

留意点	具体的な対応例
	<ul style="list-style-type: none">・ データ処理の根拠・ 想定されるリスク

2. 利用、提供

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] a 利用目的以外の目的での取扱いを行う際は適切な対応を行う</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、既に取り扱っているデータを利用目的以外の目的で利用・提供する場合は、利用目的の変更を行わなければなりません。</p> <p>利用目的の変更を行う場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲に限ります。</p> <p>利用目的を変更した場合、変更された利用目的について本人に通知し、又は公表しなければなりません。</p> <p>※個人情報保護法第 18 条第 3 項の要件を満たしている場合は、これらの対応は不要です（「I. 総論編 1. 3. 3」参照）</p>	<p>利用目的を変更する場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の学びの進捗確認のために取扱うデータを、成績処理のために利用する場合
<p>[◎] b 個人データの取扱いの委託先を適切に管理する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データの取扱いを委託する場合、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られる事業者を選定しなければなりません。</p> <p>また、委託先における個人データの取扱状況を把握しなければなりません。そのために、選定した事業者に対して、委託先における個人データの取扱いが適切に行われているか、定期的に監査を行う等の方法で調査、評価を行うことが望ましいです。</p>	<p>委託先を適切に管理するために行うべき事項の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の選定基準等を整備し、委託先の選定や契約に当たって確認を行う ・ 委託先の事業者との契約書や覚書等の文書に以下の項目を取り入れる <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人データに関する秘密保持、利用目的の達成に必要な範囲を越えた取扱いの禁止に関する事項 ✓ 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項 ✓ 個人データの複製等の制限に関する事項 ✓ 個人データの安全管理措置に関する事項 ✓ 個人データの漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 ✓ 委託終了時における個人データの消去及び媒体の返却に関する事項 ✓ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 ✓ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 ・ 上記で確認した契約内容について、以下のタイミング等で確認を行う <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たに契約を行うとき ✓ 契約の更新を行うとき ✓ 契約内容や提供するサービスの内容に大きな変更が

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] c 第三者に個人データを提供する際は適切な対応を行う</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データの第三者提供に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ることが原則とされています。</p> <p>ただし、総論編 1.3.4 の「(2) 例外措置としての本人同意を要しない第三者提供」で示す場合には、例外的に第三者提供に当たって本人の同意は不要です。</p> <p>加えて、個人データを第三者に提供したときは、個人データの提供元・提供先それぞれで、個人情報保護委員会規則等に従い、第三者提供に係る記録の作成等を行ななければなりません。</p>	<p>るとき</p> <p>(参考) 個人データの取扱いの委託先を管理するため、学校独自で実施している取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 委託先の選定や契約に当たって第三者認証の認定状況を確認する ✓ 委託先の選定時にプライバシーポリシーを確認し、個人データを適切に管理しているかを確認する <p>適切な対応の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供先の選定基準等を整備し、提供先の選定や契約に当たって確認を行う ・ 提供先の事業者との契約書や覚書等の文書に以下の項目を取り入れる <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用の目的又は方法を最小限に制限する ✓ 利用目的以外の利用は行わない ✓ 個人データを取扱う者を最小限に限定する ✓ 第三者へのデータの再提供の制限又は禁止する ✓ 終了後は、消去や返却等をする ✓ データの取扱状況に関して報告を行うことを求める ・ 上記で確認した契約内容について、以下のタイミング等で確認を行う <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たに契約を行うとき ✓ 契約の更新を行うとき ✓ 契約内容や提供するサービスの内容に大きな変更があるとき ・ 個人データを第三者提供したときは、その都度、速やかに記録を作成する。本人の同意による第三者提供をする場合は、以下の事項を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を得ている旨 ✓ 第三者の氏名等 ✓ 本人の氏名等 ✓ 個人データの項目

3. 管理

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] a 利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取扱う</p>	<p>必要な範囲内で取り扱うための運用上の工夫例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人・国立大学附属学校は、利用目的の達成のために必要な情報を整理し、最小限の情報を取扱う ・ 国立大学法人・国立大学附属学校は、利用目的の達成に必要な範囲で教育データを取扱うための規則（保存期間（例：卒業後〇か月間）など）を定め、保存期間の経過など利用目的の達成に必要ななくなった個人情報削除する ・ 国立大学法人・国立大学附属学校は、委託先においてもこれらのルールに則って運用されていることを確認する <p>利用目的の範囲内で取り扱っているか確認を行うことが望ましいタイミングの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな年度が始まる時 ・ 新たに外部へ提供を行おうとする時
<p>[◎] b データの正確性を確保する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。</p>	<p>正確性を確保するための工夫例</p> <p>国立大学附属学校は、ツール内の児童生徒の学年、クラス、出席番号等の情報を正確かつ最新の内容に保つように、特に以下のタイミングで確実な更新を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度初め ・ 転出入があった場合
<p>c 安全管理措置</p> <p>(1) 基本方針の策定と個人データの取扱いに係る規律の整備</p> <p>[○] ① 基本方針の策定</p> <p>国立大学法人は、個人データの適正な取扱いの確保に法人として取り組むための基本方針を策定することが望ましいです。</p> <p>[◎] ② 個人データの取扱いに係る規律の整備</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければなりません。</p>	<p>具体的に定める項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令・ガイドライン等の遵守 ・ 安全管理措置に関する事項 ・ 質問及び苦情処理の窓口 <p>規律の例</p> <p>取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定する （具体的な事項は（2）以降を参照）</p>

留意点	具体的な対応例
<p>(2) 組織的安全管理措置</p> <p>[◎]① 組織体制の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>また、国立大学法人・国立大学附属学校は、漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければなりません。</p> <p>[◎]② 個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律（「I. 総論編 3. 1. 2」参照）に従って個人データを取り扱わなければなりません。</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、これらの運用の状況を確認するため、利用状況等を確認することが望まれます。</p>	<p>組織体制として整備する項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人・国立大学附属学校においては、データの取扱いに関する責任者を設置し、各担当者の役割分担及び責任の明確化を行う 学校においては、各担当者が取り扱う個人データの範囲の明確化、各担当者の役割分担及び責任の明確化を行う <p>役割分担の例（責任をもつ情報の範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 6-1の担任：6-1の学習履歴 ✓ 6年生学年主任：6年生全クラスの学習履歴 ✓ 専科教員：授業を受け持つクラスの学習履歴 <p>国立大学法人・国立大学附属学校においては、データの取扱いに係る規律への違反やデータ漏えい事案が発生している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備し、関係者間で情報を共有する。</p> <p>利用状況等を確認する方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用ログの記録 業務日誌の作成 監査の実施 不正な利用に対しアラートを実施 <p>利用状況等を確認する対象の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データの利用・出力状況 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 個人データの削除・廃棄の状況（委託した場合の委託先での消去・廃棄を証明する記録を含む。） 個人データを情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）
<p>[◎]③ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データの取扱状況を踏まえ、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければなりません。</p>	<p>見直し方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に自ら行う点検による監査を実施する。 外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。
<p>[◎] (3) 人的安全管理措置</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、教職員に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければなりません。</p>	<p>周知徹底するための方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データの取扱いに関する留意事項について、教職員に定期的な研修等を行う 個人データについての秘密保持に関する事項を学校における個人情報取扱いに関するガイドライン等に盛り込む

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] (4) 物理的安全管理措置</p> <p>① 個人データを取り扱う区域の管理</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、管理区域と取扱区域について、それぞれ適切な管理を行わなければなりません。</p>	<p>管理区域（庁舎のサーバ室等）の適切な管理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域に持ち込む機器等を制限する 入退室管理として、IC カード、ナンバーキー等による入退室管理システムを設置する <p>取扱区域（国立大学法人または学校の担当部局や学校の職員室等）における適切な管理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 間仕切り等を設置する 入り口から PC 画面が見えないように座席配置を工夫する のぞき込み防止フィルムの画面への貼付や、スクリーンの自動ロックの設定など、のぞき込みを阻止する措置を実施する <p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域：個人データを取扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域。 取扱区域：その他のデータを取り扱う事務を実施する区域。一般的に国立大学法人の担当部局や学校の職員室が該当する
<p>[◎] ② 機器及び電子媒体等の盗難、持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失やデータを持ち運ぶ場合の漏えい等を防止するために、適切な管理を行わなければなりません。</p>	<p>盗難や漏えいを防止するための方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データを取り扱う部局や職員室の施錠を徹底する 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する
<p>[◎] ③ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行わなければなりません。</p>	<p>廃棄する方法例</p> <ul style="list-style-type: none"> パソコンを含む情報システムにおいて個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する 個人データを印刷した紙媒体は、焼却・溶解・適切なシュレッダー処理等により適切に廃棄する <p>注) 廃棄を外部に委託する場合は、廃棄した記録を証明書等により確認することが望まれます。</p>
<p>[◎] (5) 技術的安全管理措置</p> <p>① アクセス制御、及びアクセス者の識別と認証</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、担当者及び取</p>	<p>アクセス制御の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データを取り扱うことのできるシステムを限定する ユーザ ID に付与するアクセス権により、個人データを取り扱うシステムを使用できる教職員を限定する

留意点	具体的な対応例
<p>り扱う個人データの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければなりません。</p> <p>また、国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データを取り扱う情報システムを使用する担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パブリッククラウド上で重要な情報を取り扱う際に多要素認証を含む「強固なアクセス制御⁸⁷」による対策を行う <p>情報システムを使用する従業者の識別・認証手法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザ ID とパスワードで認証する 磁気・IC カードをかざして認証する 知識認証、生体認証（指紋、静脈、顔、声紋等）、物理認証（IC カード、USB トークン、トークン型ワンタイムパスワード等）のうち、異なる認証方式 2 種類を組み合わせ、多要素で認証する
<p>[◎]② 外部からの不正アクセスや漏えい等の防止</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するための仕組みや、個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければなりません。</p>	<p>不正アクセス防止の手法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にはファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する <p>情報システムの使用に伴う漏えい等防止の手法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのせい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。） データを含む通信の経路又は内容を暗号化する
<p>[◎]（6）外的環境の把握</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国を特定し個人データの保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。</p>	<p>注）海外にデータセンターを持つ事業者を選定する場合は、日本法が適用されない可能性があることを踏まえて慎重に検討する必要があります</p>
<p>[◎] d 個人情報ファイル簿を作成・公表する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成して公表しなければなりません。</p>	<p>個人情報ファイル簿の公表方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人・国立大学附属学校に備えて置く ホームページで公開する

⁸⁷ 「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」(令和 5 年 3 月 8 日) p.18 にて示されている、インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために、利用者認証（多要素認証）、端末認証、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策

留意点	具体的な対応例
<p>[◎] e 請求権に適切に対応する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、本人等による開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に適切に対応できるよう、請求が来た場合の手順を整備し、国立大学法人・国立大学附属学校はそれに沿って対応しなければなりません。</p> <p>[◎] f インシデント発生時に適切に対応する</p> <p>国立大学法人・国立大学附属学校は、取扱う個人情報の漏えい等のインシデントが発生した場合の手順をあらかじめ整備し、国立大学法人・国立大学附属学校はそれに沿って対応しなければなりません。</p> <p>また、個人情報の取扱いに関する苦情に、適切かつ迅速な処理に努める必要があります。</p>	<p>適切な対応を行うための工夫例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求窓口や案内窓口の整備する国立大学法人が公表する手続きに則って対応する <p>インシデント発生時に適切に対応するための工夫の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人・国立大学附属学校は、各法人・学校で定めるセキュリティポリシーを踏まえ、インシデント発生時の対応ルールやフローを確認しておく <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事実関係の調査及び原因の究明 ✓ 影響を受ける可能性のある本人への通知 ✓ 個人情報保護委員会等への報告 ✓ 再発防止策の検討及び決定 ✓ 事実関係及び再発防止策等の公表 等 ・ インシデントが発生した場合、確認した手順に沿って対応を行う。あわせて情報管理の責任者に相談しつつ、速やかに原因を特定し、対策を立案・実行する

Ⅲ. 事例編

本編では、ある学校において学習用ソフトウェア等（ツール）を導入したシナリオに沿って、個人情報の適正な取扱い等の観点から行った主な対応について記載しています。

本資料で示す【主に実施したこと】はあくまで一例であり、実際には個人情報保護法を踏まえた対応を適切に行う必要があります。具体的に取り組むべき対応については、[Ⅰ. 総論編](#)及び[Ⅱ. 手順編](#)を参照してください。

【デジタル学習ツール】（児童生徒向けの学習ツール導入にあたる対応例）

事例 1

A 国立大学附属 X 小学校において、授業で児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

【校務支援ツール】（教職員向けの校務支援ツール導入にあたる対応例）

事例 2

B 国立大学附属 Y 小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）

【特に注意して対応することが求められるツール】（心の健康状態や生体情報を取扱うツール等の導入にあたる対応例）

事例 3

C 国立大学附属 Z 中学校において、生徒の心の健康状態を把握するツールを利用する

各事例における【主に実施したこと】における対応主体は、以下のアイコンで表しています。



学校法人

：国立大学法人及びその職員が行った対応例



学校

：学校及び教員が行った対応例

事例 1 A 国立大学附属 X 小学校において、授業で児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

シナリオ

A 国立大学附属 X 小学校において、授業で協働的な学習を行うために、次のようなデジタル教材を導入することにした。それにあたり、A 国立大学法人及び X 小学校において、新たなツール導入に当たって個人情報等の観点から必要な対応を行っている。

○ 導入するツールが有する主な機能のイメージ

- ・ 児童は端末上で、気づきやメモを残すことができる。ツール上で作成した課題等について、クラス全体で児童の回答結果や成果物を共有できる。
- ・ 他の児童の成果物に対して、コメントや「良いね」等の評価をつけられる。

○ ツールを導入するメリット

(児童)

- ・ 意見や気づきを書き込んだり、修正したりして、学びを記録することができる。
- ・ 学習履歴を記録することで、自分自身の学びを振り返ることができる。
- ・ 個人やグループの成果物をクラス内等で他者に伝えあうことで、お互いに学びを深めることができる。

(教員)

- ・ リアルタイムで個人またはグループの学習状況を把握し、必要な声かけを行うなど、効果的な指導を行うことができる。

○ 取り扱う主な個人情報

データ種別	主なデータの内容	取得方法
児童情報	ID・パスワード	ツール利用に当たって、X 小学校が発行
	氏名	(あらかじめ保有)
	所属学年・クラス	
	出席番号	
教員情報	ID・パスワード	ツール利用に当たって、X 小学校が発行
	閲覧権限	ツール利用に当たって、X 小学校が設定
	担当学年・担当クラス	(あらかじめ保有)
学習情報	児童生徒の成果物	児童生徒が、各自の端末で作成した成果物をツール上で登録
	児童生徒や教員からのコメントや評価	公開された成果物に対して、児童生徒や教員がコメント等をつける

○ ツール導入・利用の流れ（導入準備）

※児童の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<利用目的（ツールを導入することで取得するデータの利用目的）を特定する>



- ・ X小学校において、「学習指導に用いる」等の抽象的な利用目的ではなく、具体的に、何のデータ項目をどのように使用して指導するのか、まで検討した上で、利用目的を以下のように設定した。
- ・ 児童の学習状況を把握して学習指導を行うため
- ・ 児童間で成果物等を共有しあい、授業の理解を促進するため

<利用目的やデータの取扱いの説明をする（明示）>



- X小学校の教職員が、児童にプリントを配付して、特定した利用目的を明示し、データの取扱いについて説明した。
- また、小学生は15歳以下であり、本件についての判断能力が不十分であるため、保護者に連絡メールを配信し、同様の内容について説明をした。また、念のため保護者会においても保護者宛に口頭で説明を行った。

【プリントに記載した内容】

- 利用目的
 - ・ 児童の学習状況を把握して学習指導を行うため
- サービス概要

このツールを用いることで、授業や家庭学習で各自の端末で作成する成果物を提出したり、お互いに共有し、コメントしあうことができます。
- 本ツールで扱う主な個人情報
 - ・ 氏名、学籍番号
 - ・ 児童が各自の端末で作成する成果物
 - ・ 共有された他者の成果物に対するコメント
- データの収集手法

本人が成果物を提出したり、コメントを記入したりすることによりデータは収集されます。
- 第三者提供の有無

大学・研究機関等への第三者への提供はしません。
- 保存期間

データは、卒業して〇か月後に削除します。

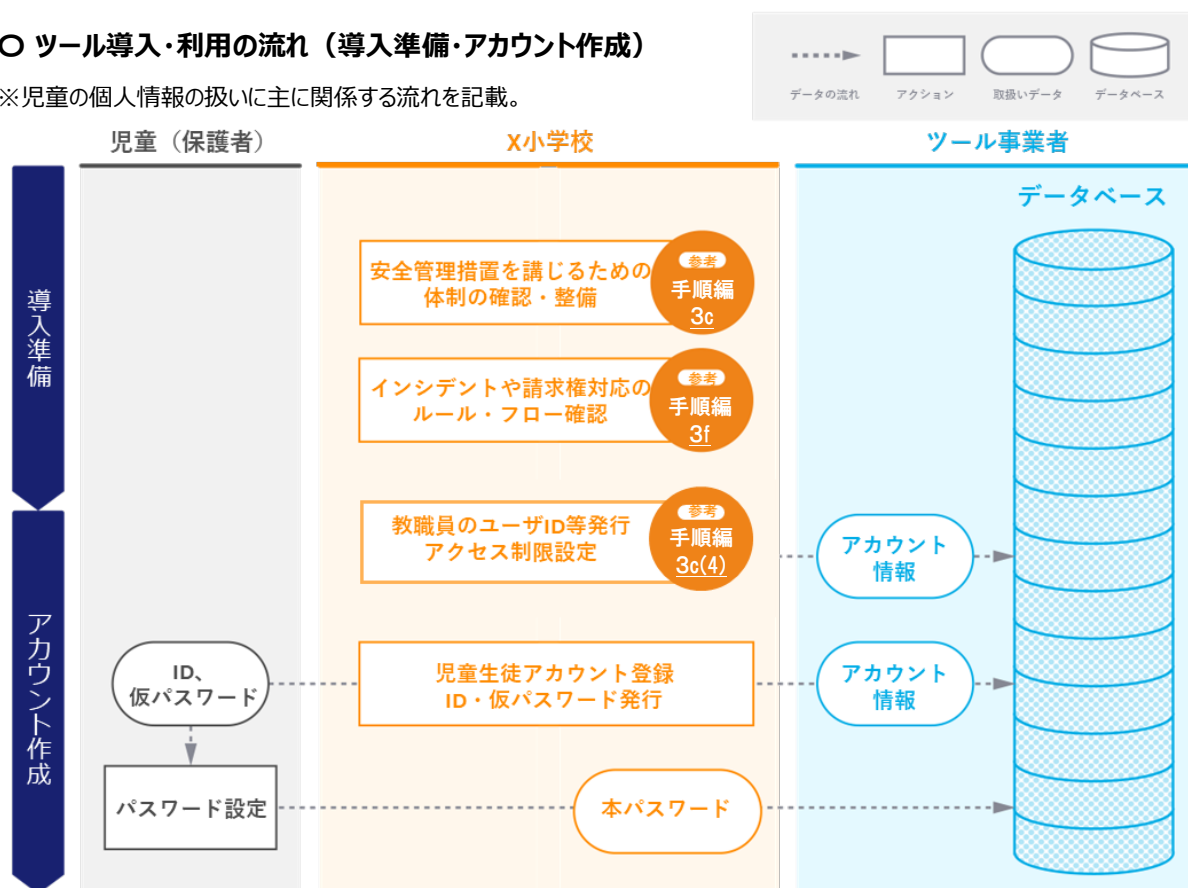
<委託先の選定・契約>



- X小学校は、A 国立大学法人の定めたルールに則り委託先の選定基準を整備している。この基準を踏まえ事業者を選定するとともに、契約を行った。委託先の選定にあたっては、児童生徒の個人情報を適切に管理する能力がある者を選定するよう、X小学校で行っている安全管理措置と同等の措置を行っているか、事業者へのヒアリングを通じて確認した。
- 委託先との契約にあたっては、契約書に「データの利用や方法を最小限にすること」や「契約終了後はデータを削除すること」等について記載をした。☞ 契約にあたっては、「[I. 総論編 1. 4](#)」や「[II. 手順編 2 b](#)」に記載の事項も確認しよう。

○ ツール導入・利用の流れ（導入準備・アカウント作成）

※児童の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<安全管理措置を講じるための体制の確認・整備>



- 組織的安全管理措置として役割分担の明確化のため、A 国立大学法人において学長が総括管理責任者であることを確認した。X小学校においては、全体の管理責任者は学校長であることを確認するとともに、各クラスのデータは学級担任が責任を持つことを確認し、ツール導入に当たり、教職員にあらためて職員会議で周知した。

☞その他の安全管理措置として行うべき事項や留意点は、「[I. 総論編 3. 1](#)」や「[II. 手順編 3c](#)」も参照してください。

<インシデントや請求権対応のルール・フロー確認>



- A 国立大学法人における個人情報の取扱いに係る規律への違反やデータ漏えい事案等のインシデントが発生した場合のフローや、X小学校においてインシデントが発生している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告フローについて、あらかじめ確認を行った。
- X小学校において、インシデント発生時の対応フローと役割分担を整理し、職員会議で周知した。

<利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱う>



- X小学校において、ツールの利用に必要な児童の氏名や ID 等を入力した。児童の電話番号は、ツール利用に当たって不要だったため、ツール上に登録をしなかった。

☞ポイント：データ登録が必須ではない項目については、利用目的に照らし合わせて、登録の要否を検討しましょう。

<認証とアクセス制御>

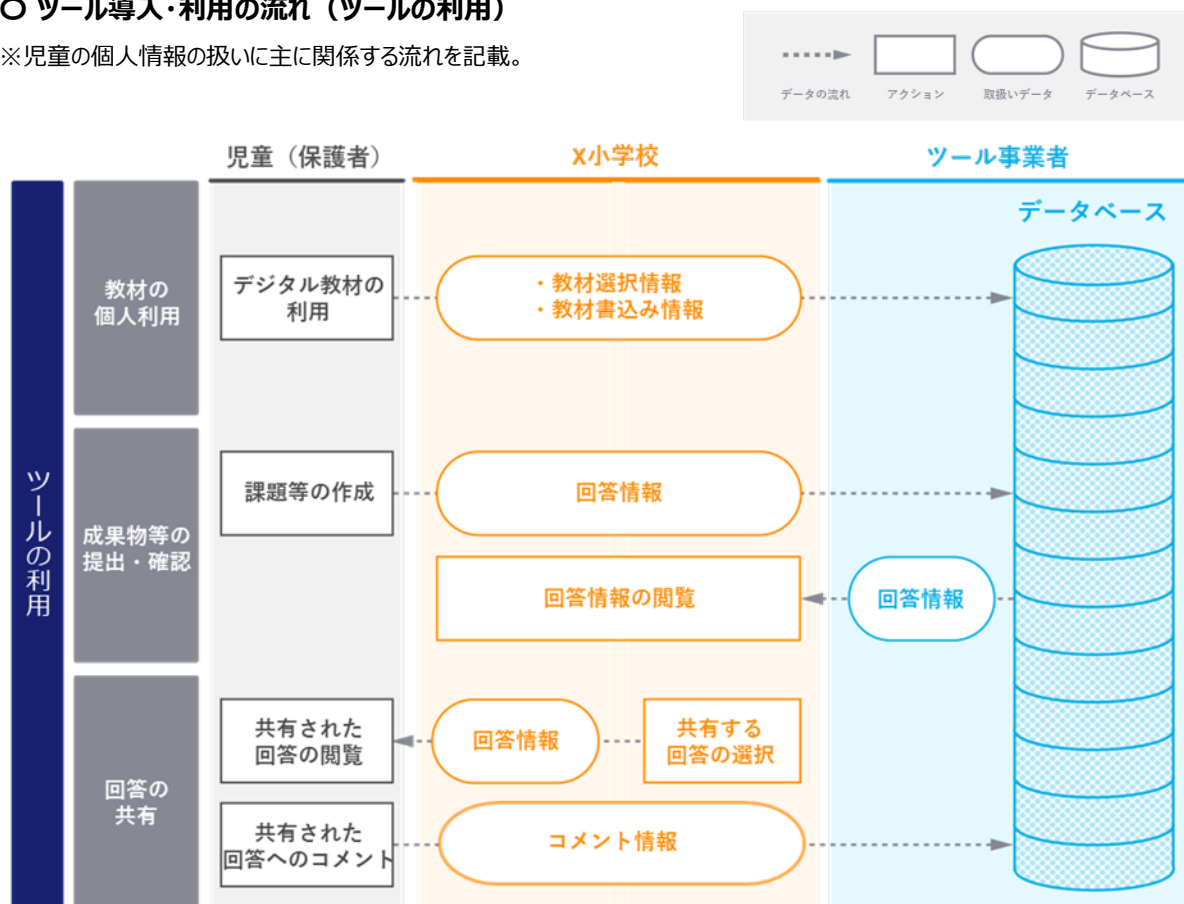


- X小学校において、アカウント作成時に各アカウントでできること（閲覧、編集、アカウント登録・削除等）を整理して、必要な教職員がデータを見られるようにした。具体的には、担任教師は担任しているクラスのデータを、専科教師等は授業を受け持つクラスのデータを、学年主任は学年全てのクラスのデータを、管理職は学校内の全てのデータを閲覧・編集できるように設定した。
- アカウント登録・削除等は、管理職のみが実施できるように設定した。

☞ポイント：情報漏えい等を避けるため、アカウントの権限設定に当たっては、真に必要な人のみに権限を付与し、不要な人に権限付与を行わないようにしましょう。

○ ツール導入・利用の流れ（ツールの利用）

※児童の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

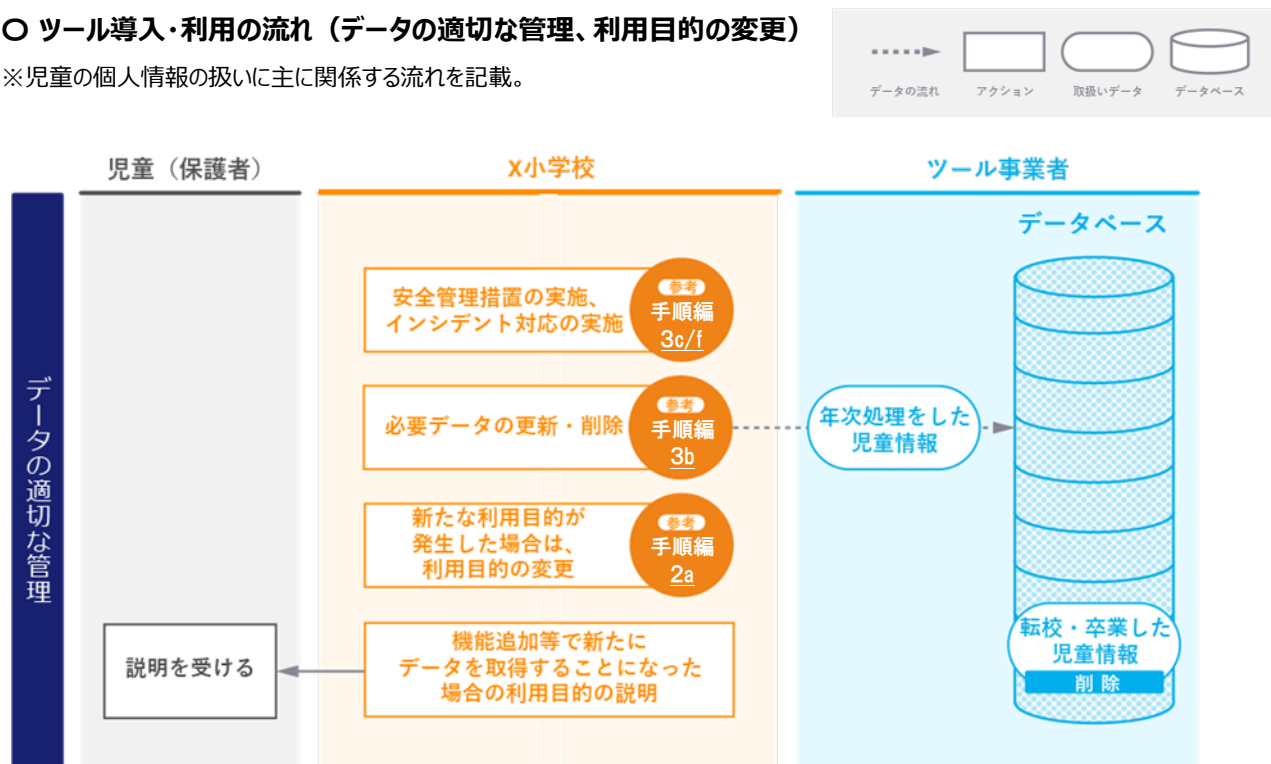
＜認証とアクセス制御＞



- X小学校において、回答の共有は基本的にクラス内のみになるように設定を行った。また、一部合同授業やレベル別授業が実施される場合は、その内容のみ学年全体で共有できるような設定を行った。

○ ツール導入・利用の流れ（データの適切な管理、利用目的の変更）

※児童の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<安全管理措置の実施>



学校

- 組織的安全管理措置として、ツール導入時に確認した役割分担にしたがって、責任者が定期的に個人情報の取扱いについて確認することとした。
- 物理的安全管理措置として、X小学校の職員室の入り口から教職員のPC画面が見えない配置にし、職員室が無人になる際は施錠を徹底した。
- データの取扱いについて、個人情報保護の観点からA国立大学法人の実施する研修をX小学校の教職員が受講した。
☞ その他の安全管理措置として行すべき事項や留意点は、「[I. 総論編 3. 1](#)」や「[II. 手順編 3c](#)」も参照してください。

<個人情報ファイル簿を作成する>



国立大学法人

- A国立大学法人において、ツールの導入に当たって、新たに個人情報を保有することとなるため、個人情報ファイル簿を作成し、A国立大学法人内の総務部に報告を行った。個人情報ファイル簿は、個人情報保護法第75条に基づき、作成した。

<データの正確性を確保する>



学校

- X小学校で、新年度が開始するタイミングで新たに入学する児童情報を新規登録した。
- X小学校で、転入・転出を受けて児童情報の新規登録・削除・変更の処理を行った。

<保有個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄>

- X小学校は、あらかじめ定めた保存期間を過ぎたデータは、委託先のデータベースから削除させ、委託先に削除された旨の証明書を提出させた。

<利用目的のあらためての特定と明示>

- 今まで学習等に活用していたツールに、新たに生活アンケート機能（本ツール上で各児童がX小学校に対してアンケートを提出できる機能）が追加され、新たなデータを取得することになった。そのため、新たなデータを取得する場合として、A国立大学法人において事前に再度利用目的の特定をし、追加でX小学校から児童と保護者にプリントを配付する方法で通知した。

➤ 追加した利用目的の例：児童に対してアンケートを行い、授業や生活指導の改善をはかる。

事例 2 B 国立大学附属 Y 小学校において、児童の学習状況や健康情報を一覧できるツールを利用する（校務支援システム等）

シナリオ

B 国立大学法人では、児童の成績や出欠情報等に関する情報を管理するために、次のような校務支援システムを国立大学法人において一括して契約し、法人下の全ての小学校で導入している。

校務支援システムを引き続き使用するに当たって、B 国立大学法人及び B 国立大学附属の Y 小学校は、ツールの利用に当たって個人情報等の観点から必要な対応を行っている。

○ 導入しているツールが有する主な機能のイメージ

- ・ 教員は、児童の個別の成績や出欠状況や健康状態を確認できる。
- ・ 教員は、成績や出欠状況をクラスや学校単位で集計し、一覧で把握できる。

○ ツールを導入するメリット

（教員）

- ・ 児童一人ひとりの評価・評定をデジタルで実施できる。
- ・ 成績や出欠状況等を一覧化することで、児童の様子をきめ細やかに把握し、支援に生かすことができる。

○ 取り扱う主な個人情報

※ツールを単体で導入する場合を想定。

データ種別	主なデータの内容	取得方法
児童情報	氏名	(あらかじめ保有)
	所属学年・担当クラス	
	出席番号	
教員情報	氏名	(あらかじめ保有)
	担当学年・クラス	
	ID・パスワード	ツール利用にあたり、Y 小学校が登録・設定
学習情報	評価・評定（通知表）	Y 小学校が登録
	指導要録	Y 小学校が登録
生活情報	出欠状況	Y 小学校が登録
	保健室利用状況	

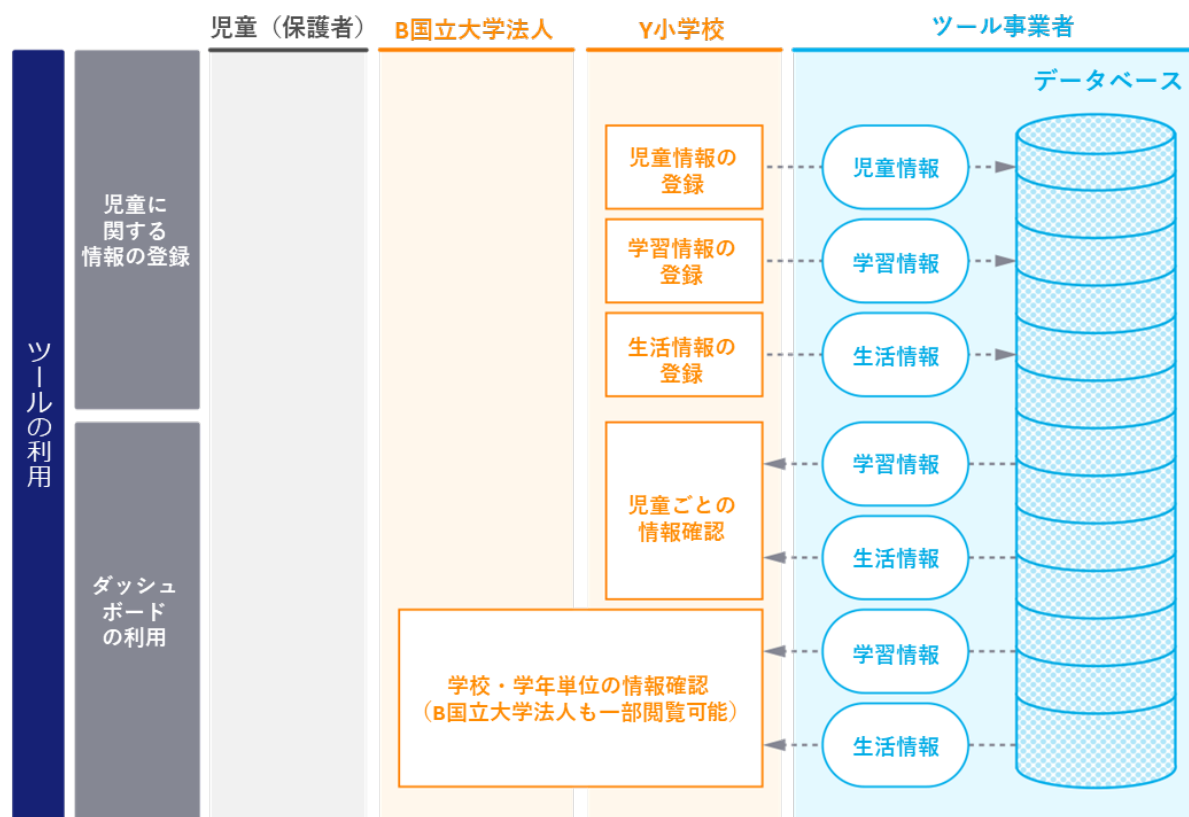
<利用目的（ツールを導入することで取得するデータの利用目的）を特定、明示する>



- B 国立大学法人では、校務遂行のための個人情報の取得にあたって、具体的に、何の情報をもどのように使用して指導するのか、まで検討した上で、利用目的を以下のように設定し、明示していた。今回本システムの導入にあたって取り扱うデータは、既にこれまでも学校の教育活動の一環として取得しているもののみであり、新たに取得するものはないため、児童・保護者に本システムに関する利用目的の明示は特段行わなかった。
- ・ 成績などの学習情報を成績処理や学習指導、その後の授業準備のために利用する。
- ・ 出欠状況や保健室利用状況などの生活情報を、生徒指導、健康・保健指導に利用する。

○ ツール導入・利用の流れ（ツールの利用）

※生徒の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

＜利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱う＞



- Y小学校では、児童の生活情報については、学習情報よりも限定された教職員のみで共有する形で、データの取扱いを整理した。具体的には、学級担任は担任しているクラスの児童の生活情報と学習情報の両方のデータを、専科教員等は授業を受け持つクラスの児童のデータのうち、学習情報のみを、学年主任はすべてのクラスの児童の生活情報と学習情報の両方のデータを、管理職は学校内のすべてのデータの確認をできることとした（以下、この整理について「データの取扱い」という。）。

📌ポイント：同じ児童に関するデータであっても、閲覧・編集が必須でない項目については、利用目的に照らし合わせて、必要な範囲の情報のみを利用するようにしましょう。

＜認証とアクセス制御＞

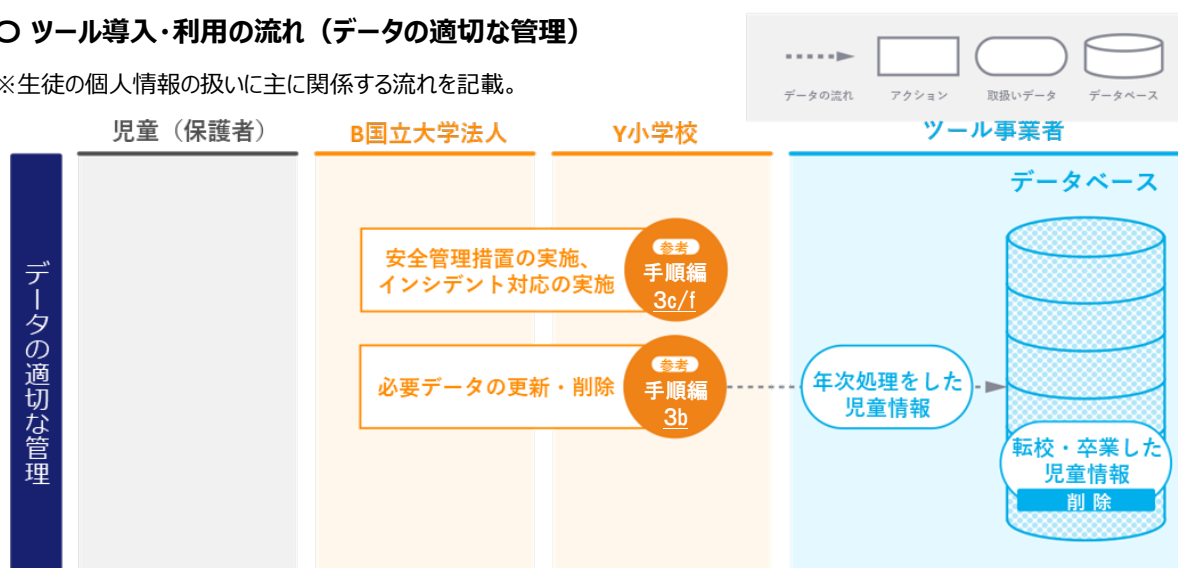


- Y小学校では、各アカウントができること（閲覧、編集、アカウント登録・削除等）を整理して、それぞれの教職員が必要なデータのみを見られるようにした。また、その際にB国立大学法人の担当者が閲覧できる範囲についても、B国立大学法人と相談のうえ設定を行った。
- 具体的には、閲覧、編集等は、前の項目の「データの取扱い」に従って権限設定を行い、それぞれの教職員が必要な範囲の情報のみを取り扱うこととした。また、教職員のアカウント登録・削除等は、管理職及び主事・主任の教職員、ICT担当の教職員のみが実施できるように設定した。B国立大学法人は、ダッシュボード上の統計情報のみを閲覧できるように設定した。

📌ポイント：情報漏えい等を避けるため、アカウントの権限設定に当たっては、真に必要な人のみに権限を付与し、不要な人に権限付与を行わないようにしましょう。

○ ツール導入・利用の流れ（データの適切な管理）

※生徒の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<安全管理措置の実施>



- 組織的安全管理措置として、ツール導入時に確認した役割分担にしたがって、責任者が定期的に個人情報の取扱いについて確認することとした。
- 物理的安全管理措置として、B 国立大学法人は Y 小学校に対して、保有個人情報を取り扱う「取扱区域」における適切な管理を行うように指示した。Y 小学校ではこれらの適切な対応を行うために、校務支援システムにアクセスができる端末の配置場所をのぞき見が出来ない場所に変更する、出力した印刷物は不必要に持ち出さない等のルールを定め、教職員に対して職員会議で周知した。
- データの取扱いについて、個人情報保護の観点から B 国立大学法人の実施する研修を Y 小学校の教職員が受講した。
☞ その他の安全管理措置として行すべき事項や留意点は、「[I. 総論編 3. 1](#)」や「[II. 手順編 3c](#)」も参照してください。

<個人情報ファイル簿を作成する>



- B 国立大学法人において、ツールの導入に当たって、新たに個人情報を保有することとなるため、個人情報ファイル簿を作成し、B 国立大学法人内の総務部に報告を行った。個人情報ファイル簿は、個人情報保護法第 75 条に基づき、作成した。

<委託先事業者の管理>



- B 国立大学法人において、委託事業者が個人情報保護等について契約書に記載された内容を実施していることを確認するため、年に一度実地検査を行った。

<データの正確性を確保する>



- Y 小学校で、新年度が開始するタイミングで新たに入学する児童情報を新規登録した。また、新たに配属された教職員情報を新規登録した。
- Y 小学校で、転入・転出を受けて児童情報の新規登録・削除・変更の処理を行った。
☞ 保存期間が法令で定められている情報（指導要録や健康診断票等）は、保存期限後に確実に削除されるよう、システムの設定や手動で管理する必要があります。

<保有個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄>



- B 国立大学法人は、卒業した児童、異動した教職員等のデータは、委託先のデータベースから削除させ、委託先に削除された旨の証明書を提出させた。

事例 3 C 国立大学附属 Z 中学校において、生徒の心の健康状態を把握するツールを利用する

シナリオ

C 国立大学附属 Z 中学校は、細やかな生徒への生活指導や支援を行うために、全学年を対象に、生徒の心の健康状態を把握するためのツールを導入することにした。それにあたり、Z 中学校において、ツールの導入に当たって個人情報等の観点から必要な対応を行っている。

○ 導入するツールが有する主な機能のイメージ

- ・生徒は登校時や下校時に、その時の心の健康状態を単純な記号を用いて簡便に入力する（晴・曇・雨・雷などの記号で選択するが多い）。また併せて、自由記述形式のコメントを入力することができる。
- ・教員は、生徒の心の健康状態の記号やコメントを確認するとともに、クラスや学校単位で集計することができる。また、そのほかの情報等（出欠状況、保健室の利用状況、成績情報等）と併せてダッシュボードにより一覧で把握できる。

○ ツールを導入するメリット

（生徒）

- ・一人ひとりが、自身の心身の状態の変化に気付いたり、状態を可視化することにより相談支援のきっかけをつくったりすることが期待できる。

（教員）

- ・心の健康状態の情報を参考に、生徒の心の変化を定期的に確認し、生活指導や支援に生かすことができる。

○ 取り扱う主な個人情報

データ種別	主なデータの内容	取得方法
生徒情報	氏名	(あらかじめ保有)
	所属学年・所属クラス	
	学籍番号	
教員情報	氏名	(あらかじめ保有)
	担当学年・担当クラス	
	ID・パスワード	ツール利用にあたり、Z 中学校が登録・設定
心の健康状態に関する情報	心の健康状態に関する記号	生徒が登録
	心の健康状態に関するコメント	
学習情報	評価・評定	(あらかじめ保有)

生活情報	指導要録
	出欠状況
	保健室利用状況

○ ツール導入・利用の流れ（導入準備）

※生徒の個人情報の扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<利用目的（ツールを導入することで取得するデータの利用目的）の特定>



- Z中学校において、「生活指導に用いる」等の抽象的な利用目的ではなく、具体的に、何のデータ項目をどのように使用して指導するのか、まで検討した上で、利用目的を以下のように設定した。
- ・ 生徒の心の状態の変化を参考に、学校生活における日々の声掛けや生活指導に利用する。

<利用目的やデータの取扱いの説明（明示）>



- Z中学校の教職員が、生徒にプリントを配付して、特定した利用目的を明示し、データの取扱いについて説明した。
- また、中学生は15歳以下であり、本件についての判断能力が不十分であるため、学校のホームページ（関係者のみ閲覧可能なサイト）においても説明資料を掲載するとともに、保護者にそのURLにアクセス可能なQRコード付きの連絡メールを配信し、同様の内容について説明をした。また、念のため保護者会においても保護者宛に口頭で説明を行った。

【プリントに記載した内容】

- 利用目的
生徒の心の状態の変化を参考に、学校生活における日々の声掛けや生活指導に利用する。
- サービス概要
このツールを用いることで、日々の心の健康状態を参考に、学校生活におけるよりよい生活指導や、自身の振り返りに活用できます。
なお、入力された内容は、記号は全学年の教員が閲覧しますが、コメントについては学年担当の教員のみが閲覧します。

- ▶ 本ツールで扱う主な個人情報
 - ・ 氏名、学籍番号
 - ・ 生徒が登校時と下校時に入力する、その時の気分を表す記号（晴・曇・雨・雷）やコメント
- ▶ データの収集手法

本人が自身の気分を表す記号やコメントを入力することによりデータを収集します。なお、入力は任意であり、強制するものではありません。
- ▶ 第三者提供の有無

大学・研究機関等への第三者への提供はしません。
- ▶ 保存期間

記号やコメントは、3か月ごとに削除します。

<委託先の選定・契約>



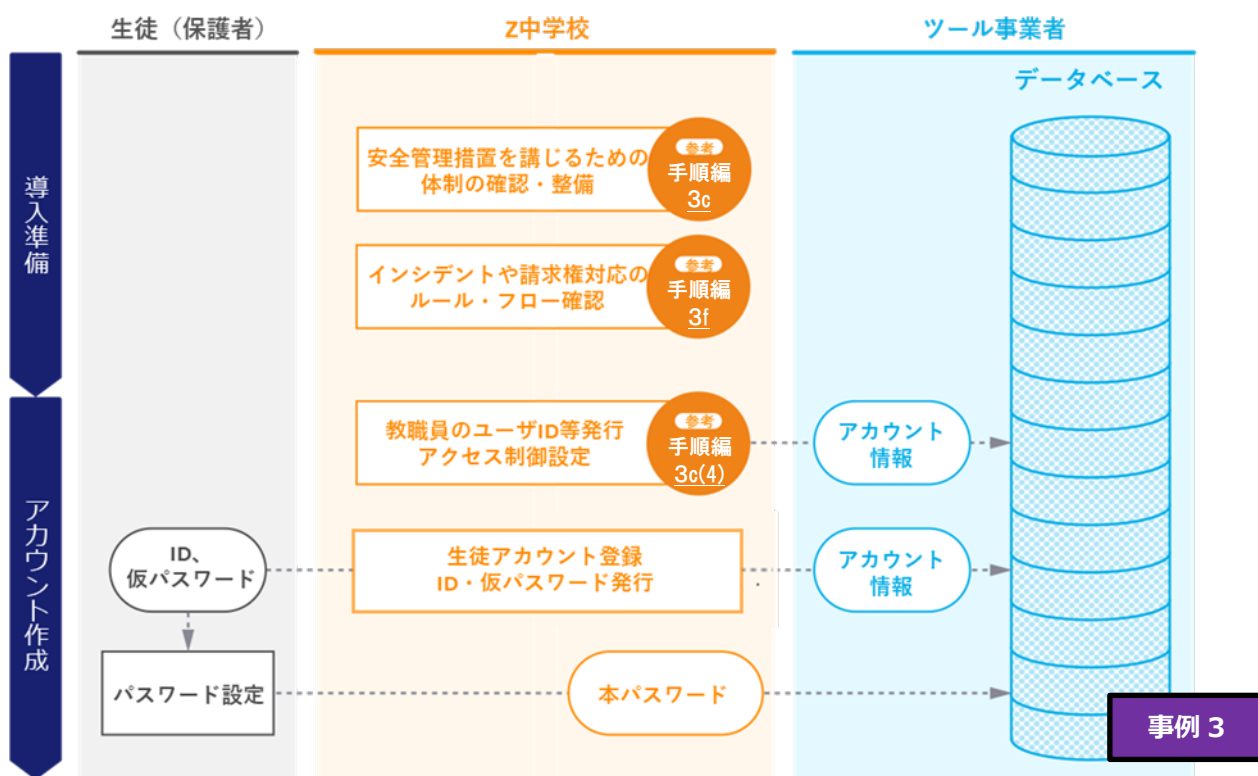
学校

- Z中学校は、C国立大学法人の定めたルールに則り委託先の選定基準を整備している。この基準を踏まえ事業者を選定するとともに、契約を行った。委託先の選定にあたっては、児童生徒の個人情報を適切に管理する能力がある者を選定するよう、Z中学校で行っている安全管理措置と同等の措置を行っているか、事業者へのヒアリングを通じて確認した。
- 委託先との契約に当たっては、契約書に「データの利用や方法を最小限にすること」や「契約終了後はデータを削除すること」等について記載をした。☞ 契約に当たっては、「[I. 総論編 1. 4](#)」や「[II. 手順編 2 b](#)」に記載の事項も確認しましょう。

○ ツール導入・利用の流れ（導入準備、アカウント作成）

※生徒の個人情報の取扱いに主に関係する流れを記載。





【主に実施したこと】

<安全管理措置を講じるための体制の確認・整備>



- 組織的安全管理措置として役割分担の明確化のため、Z中学校においてC国立大学法人の学長が総括管理責任者であることを確認した。また、Z中学校における全体の管理責任者は学校長であることを確認するとともに、各クラスのデータはクラス担任が責任を持つことを確認し、ツール導入に当たり、教職員にあらためて職員会議で周知した。

☞その他の安全管理措置として行すべき事項や留意点は、「[I. 総論編 3. 1](#)」や「[II. 手順編 3c](#)」も参照してください。

<インシデントや請求権対応のルール・フロー確認>



- Z中学校において、個人情報の取扱いに係る規律への違反やデータ漏えい事案等のインシデントが発生した場合のフローや、兆候を把握した場合のフローを改めて確認した。また、インシデント発生時の対応フローと役割分担を整理し、ツール利用のルールと併せて周知した。

<認証とアクセス制御>



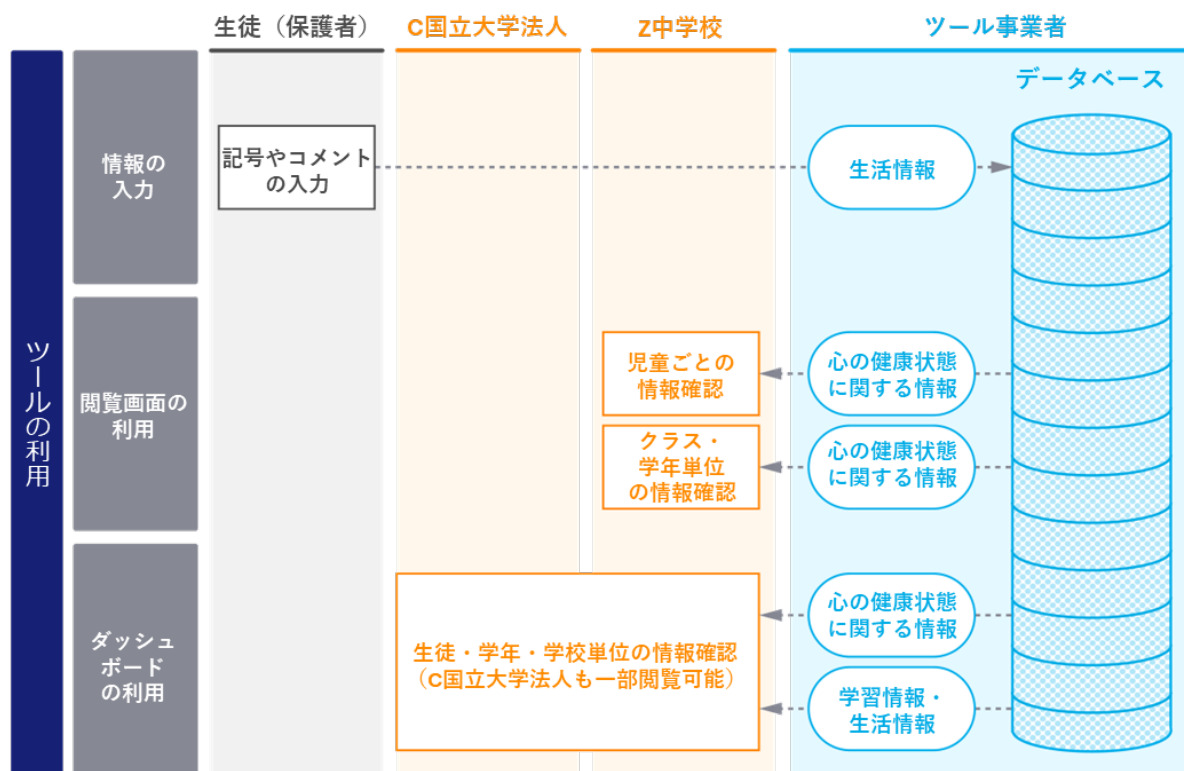
- Z中学校において、教職員のアカウント作成時に閲覧権限設定を行い、必要な教職員に限定してデータを見られるようにした。具体的には、心の健康状態の記号は全学年の教員が閲覧できるが、心の健康状態のコメントについては学年担当の教員のみが閲覧できるようにした。

- アカウント登録・削除等は、管理職のみが実施できるように設定した。

📌 ポイント：情報漏えい等を避けるため、アカウントの権限設定に当たっては、真に必要な人のみに権限を付与し、不要な人に権限付与を行わないようにしましょう。

○ ツール導入・利用の流れ（ツールの利用）

※生徒の個人情報の取扱いに主に関係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を保有、利用・提供する>

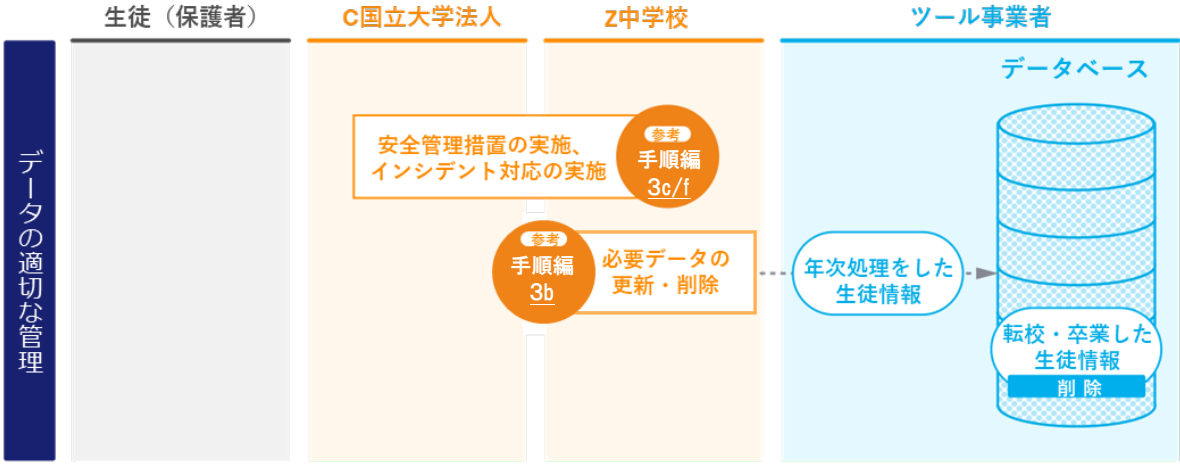


- Z中学校においては、生徒の心の状態の変化を参考に、学校生活における日々の声掛けや生活指導に利用する、という利用目的の達成に必要な個人情報のみを保有した。

👉ポイント：特定した利用目的の達成に必要な個人情報を整理し、その範囲で保有するようにしましょう。

○ ツール導入・利用の流れ（データの適切な管理）

※生徒の個人情報の取扱いに主に係する流れを記載。



【主に実施したこと】

<安全管理措置の実施> 国立大学法人 学校

- 組織的安全管理措置として、ツール導入時に確認した役割分担にしたがって、責任者が定期的に個人情報の取扱いについて確認することとした。
 - 物理的安全管理措置として、C 国立大学法人は Z 中学校に対して、個人データを取り扱う「取扱区域」における適切な管理を行うように指示した。Z 中学校ではこれらの適切な対応を行うために、当該ツールにアクセスができる端末の配置場所をのぞき見が出来ない場所に変更する、出力した印刷物は不必要に持ち出さない等のルールを定め、教職員に対して職員会議で周知した。
 - データの取扱いについて、個人情報保護の観点から C 国立大学法人の実施する研修を Z 中学校の教職員が受講した。また生活指導や支援はあくまで生徒本人と向き合っていくことが肝要であることから、不適正な利用を防止するために、回答情報は生活指導や支援の補助的な参考情報として扱い、そのみから判断して不適切な推知をすることのないよう、Z 中学校内で周知徹底した。
- ☞ その他の安全管理措置として行うべき事項や留意点は、「[I. 総論編 3. 1](#)」や「[II. 手順編 3c](#)」も参照してください。

<個人情報ファイル簿を作成する> 学校

- C 国立大学法人において、ツールの導入に当たって、新たに個人情報を保有することとなるため、個人情報ファイル簿を作成し、C 国立大学法人内の総務部に報告を行った。個人情報ファイル簿は、個人情報保護法第 75 条に基づき、作成した。

<委託先事業者の管理>



- Z中学校において、委託事業者が個人情報保護等について契約書に記載された内容を実施していることを確認するため、年に一度契約更新時に契約内容の確認を行う他、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、委託先に対して必要な助言や指導を行った。

<データの正確性の確保>



- Z中学校で、新年度が開始するタイミングで新たに入学する生徒情報を新規登録した。また、新たに配属された教職員情報を新規登録した。
- Z中学校で、転入・転出や卒業を受けて生徒情報の新規登録・削除・変更の処理を行った。

<保有個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄>



- Z中学校は、あらかじめ定めた保管期限を過ぎたデータは、委託先のデータベースから削除させ、また削除されていることを確認した。

○ 心の健康状態を把握するツールの導入時に注意したこと

1. 生徒への丁寧な説明と適切な閲覧範囲の設定



Z中学校は、生徒の心の健康状態の記号やコメントを取得する。記号については、他の教育データ（成績情報、学習履歴情報等）と比べて、特別に機微なものではないが、他の教育データより丁寧な取扱いを意識する必要があると考えた。また、ツール上で併せて入力をするコメント（自由記述）については、病歴や信仰心といった信条⁸⁸に関する事項など、生徒の要配慮個人情報やそれに類する情報が記入されることも想定された。そのため、Z中学校では以下の対応を行った。

- 生徒に対してツールの利用方法を説明する際に、入力情報の閲覧範囲や活用方法についても併せて説明した。
- 保護者に対して利用目的やツールの取扱い等を説明する際に、生徒が入力するコメント内容によっては要配慮個人情報に該当するデータを取得することもあり得るが、コメントの入力は任意であり、強制するものではないことについても併せて説明した。
- 情報の性質を踏まえ、他の教育データよりも閲覧範囲を限定した。（例：心の健康状態の記号は全学年の教員が閲覧できるが、コメントについては学年担当の教員のみが閲覧可）

⁸⁸「信条」とは、「個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである」（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））とされている。ある特定の思想・信仰を有するという事実が記載されることは、本文における「信条」に該当するが、例えば「図書館で〇〇教の本を読んでいた」等の「信条」を推知させる情報に過ぎないものであれば、当該情報のみでは要配慮個人情報には該当しないと解される。

2. 入力の任意性の担保



学校

生徒に“必ず”入力することを求めると、生徒が委縮したり、不安を抱いたりする可能性がある。Z中学校では、本ツールの趣旨を踏まえ、生徒に対して回答を強制することは相応しくないと考えた。

そのためZ中学校では、回答は任意であることを生徒に説明するとともに、全教職員に対して、回答を強制するような言動をしないように注意喚起を行った。（生徒への説明例：「先生がみなさんの気持ちを知るきっかけにしたいが、回答したくない時は無理に入力しなくてもよい」と声掛けをする）

3. 本心の入力を強要しないことの担保



学校

生徒に、本心の入力（内心を正直に入力すること）を強要するのは、内心の自由を侵害する恐れがある。

そのためZ中学校では、どのように回答するかは生徒に委ねられるものであることを生徒に説明するとともに、全教職員に対して、本心の入力を強要するような言動をしないように注意喚起を行った。（生徒への説明例：「先生がみなさんの気持ちを知るきっかけにしたいが、入力のルールは無いので、自由に入力してもらってよい」と声掛けをする）

4. 情報の活用方法に関する周知徹底



学校

心の健康状態の記号やコメントのみから生徒の精神状態を判断してしまう等の不適切な利用を行ってしまうといったリスクがある。そのためZ中学校では、そのような利用がなされないよう、利用目的の範囲内においてのみ活用をすることを、教職員に対して研修を通じて周知徹底した。

また併せて、生活指導や支援はあくまで生徒本人と向き合っていくことが肝要であり、回答情報は生活指導や支援の補助的な参考情報として扱い、そのみから判断して成績評価に用いたり、家庭環境を推知したりすることのないよう、研修を通じて周知徹底した。

IV. Q&A 編（よくあるご質問）

本編では、教育データ利活用に関してよくある質問と回答を記載しています。実際に教育データの利活用を行う際には、各 Q&A に加えて、[I. 総論編](#)の関連箇所も参照してください。

Q（１）教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。

【回答】

本留意事項において、教育データとは、初等中等教育段階の国立大学法人・国立大学附属学校における児童生徒の教育・学習に関するデータ（デジタルデータ）を指します。教育データは、その内容によって、大きく分けて①行政系データ、②校務系データ、③学習系データと整理することができます。

【解説】

本留意事項においては、「教育データ」を１．対象、２．内容という観点から、以下のように整理します。

１．対象

初等中等教育段階の国立大学法人・国立大学附属学校における児童生徒の教育・学習に関するデータ（デジタルデータ）⁸⁹を対象とします。なお、個々の子供の学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（体力測定の結果やテストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象とします。

２．内容

教育データは内容ごとに、概ね、以下のように区分できます。

① 行政系データ

国や地方公共団体が統計・調査等により収集・蓄積しているデータで、国立大学法人職員や教職員が取り扱う情報です。

（例）

- ・児童生徒数・教員数等の情報
- ・端末整備の状況
- ・教育に関する統計調査等

② 校務系データ

学校運営に必要な児童生徒の学籍情報等のデータであり、教職員が学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用する情報です。

（例）

⁸⁹ 学校教育として活用されるデータ全般を指しており、学校教育として行われているものであれば、家庭等の学校の外で行われているもの（例：宿題や家庭学習等）も含まれます。

- ・学籍情報（学年、組、番号等）
- ・出席簿
- ・指導要録に記載のある成績情報
- ・進路指導情報（面談記録等）

③ 学習系データ

ワークシートや学習ドリル、アンケート等の学習に関するデータであり、教職員や児童生徒が日々の学校における教育活動において活用する情報です。

（例）

- ・端末の利用ログ
- ・学習の記録（確認テスト結果等）
- ・アンケートの回答結果
- ・活動の記録（動画・写真等）

Q（2）教育データの利活用を行うと、どのようなメリットがあるのでしょうか。

【回答】

教育データを利活用することで、子供が興味のある分野を掘り下げる等学びを広げることができたり、教師がきめ細かい指導・支援に生かすことができたり、保護者が子供の学校の様子を確認しやすくなったりすると考えられています。

また、国立大学法人・国立大学附属学校においては、設置する学校のデータを把握したり、他の国立大学法人・国立大学附属学校や私立学校、公立学校と比較したりすることもできる等、教育データの利活用は、学校現場において、大きなメリットがあると考えられます。

【解説】

教育データを利活用することで、全ての子供たちの力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能になります。

子供、教師、保護者、学校設置者といった主体ごとの視点で、教育データの利活用の具体的なイメージや考えられるメリットを挙げると、以下のとおりです。

1. 子供の視点

ア. 学びを振り返る

- ・自身の学びや成長の記録を一目で振り返り、強みや弱点を簡単に把握することができる。

イ. 学びを広げる・補う

- ・興味のある分野を発展的に学習することができる。
- ・苦手分野克服や復習のためにどのようなことをすればよいか把握できる。
- ・不登校・病気で学習できなかった部分を補うことができる。

ウ. 学びを伝える

- ・学校と家庭での学びをつなぐことができる。
- ・転校・進学先に学びの記録を持っていくことができる。
- ・資格や履歴の証明等を電子データで提示できる。

2. 教師の視点

ア. きめ細かい指導・支援

- ・子供一人一人に関する様々なデータを一覧的に表示して把握できる。
- ・これまでは見えにくかった児童生徒の課題を早期に把握し、支援できる。
- ・学校全体で子供の様子を把握し、支援できる。
- ・転校・進学前の子供の学びの記録や様子が分かる。

イ. 教師自身の成長

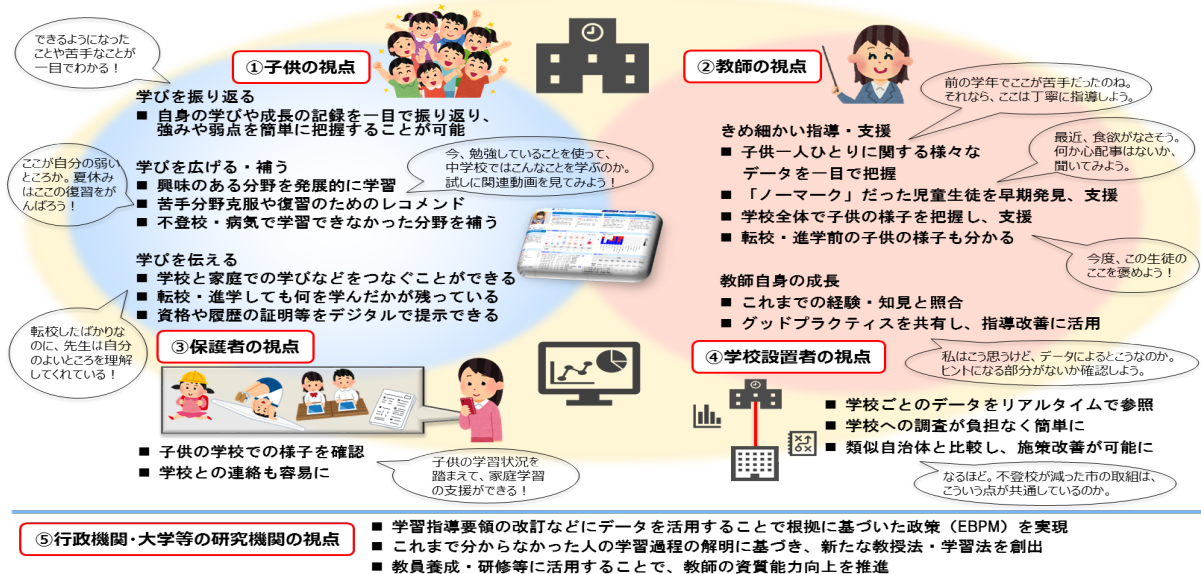
- ・これまでの経験・知見と照合できる。
- ・好事例を共有し、指導の改善に活用できる。

3. 保護者の視点

- ・子供の学校での様子を確認できる。
- ・学校との連絡が容易になる。

4. 国立大学法人・国立大学附属学校の視点

- ・学校ごとのデータをリアルタイムで見ることができる。
- ・学校への調査が負担なく簡単にできる。
- ・他の国立大学法人・国立大学附属学校や私立学校、公立学校と比較して、改善が可能になる。



図表 8 教育データの利活用の将来像⁹⁰

(出典) 「教育データの利活用に係る論点整理 (中間まとめ)」 文部科学省 (令和 3 年 3 月)⁹¹

さらに今後、具体的な個人等を特定できない大規模な教育データを活用することで、エビデンスに基づく学習・指導や、政策立案に寄与することができると考えられています。例えば、全体の状況や傾向等を把握し、現場の教育実践の向上や国・地方公共団体等の政策立案につなげたり、大学等の研究機関において効果的な学習・教育方法の検証をしたりすることも可能になります。

⁹⁰ 「④学校設置者の視点」における「類似自治体と比較し、」については、「類似の国立大学法人・国立大学附属学校と比較し、」と読み替えるものとします。

⁹¹ https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_svoto01-000013887_1.pdf

Q (3) 教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

教育データには、個人情報が含まれる場合があります。児童生徒を本人とする個人情報を利活用する場面では、個人情報保護法の規定に基づき、対応を行います。また、児童生徒のプライバシーにも配慮した細やかな対応が必要となります。

加えて、本人の望まない形で教育データの利活用が行われることによって児童生徒が不利益を受けることのないようにすることや、従来からの教師の観察や見取りと教育データで可視化される情報を両立させてバランスをとること、教育データ利活用は目的ではなくあくまで目的達成のための手段として認識することなどに留意が必要です。

さらに、国立大学法人・国立大学附属学校において、教育データの利活用が安全・安心に行われるための仕組みやルール作り、教職員等への研修を行う必要があります。

【解説】

1. 個人情報の適正な取扱い

児童生徒の教育データには、個人情報が含まれる場合があります。児童生徒を本人とする個人情報を取り扱う場合は、その利用目的をあらかじめ特定したり、特定した利用目的を本人である児童生徒に通知等したり、安全管理措置を講じる体制を整備したりする等、個人情報保護法等に基づいた適正な取扱いが求められます。詳細は、「[I. 総論編 1. 3](#)」を参照してください。

2. プライバシーの保護

教育データの取扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守していれば十分というわけではなく、プライバシーの保護も求められます。プライバシーの保護の観点から、個人の教育データの利活用は、本人の理解や納得のうえで行われる必要があります。本人の望まない形で行われることによって、不利益を受けることのないように気を付けていく必要があります。

プライバシーの保護についての詳細は、「[I. 総論編 2](#)」を参照してください。

3. 教育データのセキュリティの確保

上記のように、教育データには、児童生徒を本人とする個人データが含まれる場合があるため、安全・安心に取り扱う必要があります。そのためには、個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会が公表している「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」⁹²の7つの原則⁹³の一つで

⁹² 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」個人情報保護委員会（令和4年5月25日）
(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>)

⁹³ 「1 個人情報等の取扱いの必要性・相当性」、「2 個人情報等の取扱いに関する適法性」、「3 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」、「4 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性」、「5 個人情報等

ある「個人情報等の取扱いの安全性」の原則等も参照しつつ、教育データのセキュリティの確保を図る必要があります。また、国立大学法人・国立大学附属学校等の個人情報取扱事業者においても、適切なセキュリティ対策を講じることは重要となるため、主に地方公共団体が設置する学校を対象とした「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」⁹⁴も参考としつつ、個人情報保護法の規定に基づき、情報セキュリティ対策や安全管理措置を行う必要があります。具体的には、国立大学法人・国立大学附属学校において、教育データの利活用が、安全・安心に行われるための管理体制やルールを定めるほか（データガバナンス体制）、教職員等への研修等を行います。詳細は、「[I. 総論編 3. 1](#)」を参照してください。

4. さらなる課題への対応

教育データの利活用について、現時点で想定される留意点は主に上記のとおりですが、教育データの利活用に関する技術が日進月歩であることを考慮すると、現在は想定していなかった課題が今後発生していくことが考えられます。こういった新たな課題が出てきた場合には、各学校や地域で議論しながら、全体として納得できる解を探していく必要があります。詳細は、「[I. 総論編【コラム2】 ELSI（倫理的・法的・社会的課題）](#)」を参照してください。

の取扱いの安全性」、「6 個人情報等に係る本人関与の実効性」、「7 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」の7つの原則が定められています。

⁹⁴ 教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）を策定しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zvoushou/detail/1397369.htm)

Q（４）教育データには、どのような個人情報が含まれますか。

【回答】

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①又は②に該当するものをいいます。

- ① 氏名等その情報のみにより、特定の個人を識別することができるような情報。又は、生年月日等その情報のみでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報。
- ② 個人識別符号を含む情報。

国立大学法人・国立大学附属学校が取り扱う教育データにおいては、例えば児童生徒の氏名や生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴等が個人情報に該当すると考えられます。

【解説】

1. 個人情報の考え方

【回答】にあるとおり、個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名等の情報のみならず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報も含まれますが、「他の情報と容易に照合することができ」とは、個人情報取扱事業者⁹⁵において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいいます⁹⁶。児童生徒の氏名等それ単体で特定の個人を識別できる情報を削除する等加工し、学籍番号等の番号や符号で管理したとしても、それだけでその学籍番号等が個人情報に当たらなくなるわけではありません。学校においては、通常、名簿等を使って氏名等の情報と照合することで、学籍番号等の番号や符号から、特定の児童生徒等を識別することができるため、この場合は、その番号や符号についても、個人情報に該当します。

また、個人情報に該当するかどうかを判断する際、その情報が公開されているかどうかは関係しません。したがって、ある個人が自らインターネットや SNS に公開している情報であっても、それが特

⁹⁵ 個人情報保護法において、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（個人情報保護法第 16 条第 2 項）をいいます。（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）2-5）

⁹⁶ 国立大学法人が設置する国立大学附属学校については、個々の学校自体がそれぞれ一つの「個人情報取扱事業者」となるわけではなく、学校はその学校を設置する国立大学法人の中の一組織であり、国立大学法人と設置された学校全体で一つの「個人情報取扱事業者」となります。そのため、「他の情報と容易に照合することができる」範囲については、基本的に学校単位ではなく国立大学法人単位で考える必要があります。例えば、ある情報について、学校内では氏名等と照合することが不可能で、特定の個人を識別することが困難であるとしても、当該国立大学法人（当該法人下の学校を除く）に問い合わせる等の方法により容易に照合することができ、特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に該当します。また、同様に、国立大学法人（当該法人下の学校を除く）内では照合することが不可能でも、学校において照合することができる場合は、個人情報に該当します。

定の個人を識別できるような情報であれば、個人情報に該当します。

②の「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。代表的なものとしては個人番号(マイナンバー)⁹⁷やパスポート番号があります。また、ソフトウェア等で本人を認証できるようにする顔の容貌や指紋も、生体情報を変換した符号として「個人識別符号」に該当します。

個人識別符号（個人の身体的特徴に関する符号）：

「個人識別符号」の代表的なものは、以下の身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものです。「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」「虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様」「発声の際の声帯の振動」「声門の開閉並びに声道の形状及びその変化」「歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様」「手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状」「指紋又は掌紋」等

2. 国立大学法人・国立大学附属学校における個人情報の例

国立大学法人・国立大学附属学校においては、例えば以下のようなデータは、個人情報に該当すると考えられます。個人情報のうち、個人情報取扱事業者が管理する個人情報データベース等を構成する個人情報は個人データに該当します。また、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものは保有個人データに該当します。⁹⁸

児童生徒の

- 氏名

児童生徒の氏名と紐付く

- 学年、組、学籍番号
- 住所、生年月日、身長、体重
- 出欠席情報
- 1人1台端末の利用ログ
- テストの評点
- 学習アプリの回答結果、回答時間

※あくまで一例

教育データは多種多様であるため、一概に整理することは困難ですが、校務系データ（例：学籍情報（学年、組、番号等）等）や、学習系データ（例：学習の記録（確認テスト結果等）等）は、個人

⁹⁷ マイナンバーの取扱いは法令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）により用途が厳しく制限されているため、学校で取り扱うことは基本的に想定されません、

⁹⁸ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会、令和7年6月更新）2-6・2-7

情報に該当するケースが多いと考えられる一方、行政系データは、統計情報等特定の個人を識別できない情報が多く含まれています。

上で挙げたものは、あくまで一例であり、個人情報に該当するかどうかは、取り扱う教育データの内容や状況に照らして、個別具体的に判断する必要があります。

Q（5）学級名や学籍番号のみを含んだ成績等のデータで、児童生徒の氏名と紐付けて管理されていないデータは、個人情報に該当しますか。

【回答】

国立大学法人・国立大学附属学校においては、基本的に個人情報に該当すると考えられます。

【解説】

「[IV. Q&A 編 Q（4）](#)」において解説しているとおり、個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名等の情報のみならず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報も含まれます。

ここでいう「他の情報と容易に照合することができ」とは、国立大学法人・国立大学附属学校において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいいます。

国立大学法人が設置する国立大学附属学校については、個々の学校自体がそれぞれ一つの「個人情報取扱事業者」となるわけではなく、学校はその学校を設置する国立大学法人の中の一組織であり、国立大学法人と設置された学校全体で一つの「個人情報取扱事業者」となります。そのため、「他の情報と容易に照合することができる」範囲については、基本的に学校単位ではなく国立大学法人単位で考える必要があります。例えば、ある情報について、学校内では氏名等と照合することが不可能で、特定の個人を識別することが困難であるとしても、国立大学法人（当該法人下の学校を除く）に問い合わせ等の方法により容易に照合することができ、特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に該当します。また、同様に、国立大学法人（当該法人下の学校を除く）内では照合することが不可能でも、学校において照合することができる場合は、個人情報に該当します。学校においては、通常、学級名や学籍番号と特定の児童生徒の氏名等との対応関係を把握しているため、それらを容易に照合し、学級名や学籍番号を通じて、成績等のデータから特定の児童生徒を識別することが可能です。

したがって、成績等のデータに氏名等が含まれておらず、「学級名」や「学籍番号」等のその情報からは一見特定の児童生徒を識別することはできない情報しか含まれていない場合であっても、基本的には、その成績等のデータは、個人情報に該当します。

なお、氏名等と容易に紐付けることができ、特定の児童生徒を識別することができる情報は、学級名や学籍番号のような情報に限られません。

例えば、1人1台端末の利用ログ（端末番号とその端末の利用ログ等に関するデータ）等、一見して誰の情報であるかが分からないような情報であっても、国立大学法人・国立大学附属学校が、児童生徒と端末の対照表等を確認することで、端末を使用する児童生徒の氏名等と容易に照合することができ、それにより、利用ログから特定の児童生徒を識別することが可能である場合は、個人情報に該当します。

また、成績情報、進路指導情報、学習の記録等について、氏名等をマスキングしたり、データ上で氏名等を別のIDに置き換えたりして加工した情報であっても、それらの加工を行う前の元データと容易に照合することができる場合は、加工後のデータについても、個人情報に該当します⁹⁹。

このように、国立大学法人・国立大学附属学校で取り扱う児童生徒に関する情報の多くは、たとえその情報のみで特定の児童生徒を識別することができる情報ではないとしても、基本的に個人情報に該当すると考えられます。

なお、教育データに個人情報が含まれる場合であっても、必ずしも必要な利用や提供を行うことができないというわけではありません。個人情報の利用・提供については、「[I. 総論編 1. 3](#)」を参照してください。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法の適用の対象外となります¹⁰⁰。

⁹⁹ (略) 個別の事案ごとに判断されますが、顧客データについて氏名等の一部をマスキングしたに過ぎない場合、当該加工後の情報は、加工前の個人情報との容易照合性等を踏まえると、通常、個人情報に該当することが多いと考えられますので、ご注意ください。(令和3年8月2日付「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示」等に関する意見募集の結果について」【別紙2-4】意見募集結果(匿名加工情報編)No.26)

¹⁰⁰ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」(個人情報保護委員会、令和7年7月1日更新) Q1-17 等

【コラム5】 「○○中学校3年A組15番」は個人情報？

「IV. Q&A 編 Q (4)」において、例えば「生年月日」や「学籍番号」のような、この情報のみでは特定の児童生徒を識別できないような情報についても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に該当すると解説をしました。

では、「○○附属中学校3年A組15番」という情報は個人情報に該当するでしょうか？

○○附属中学校内であれば、「○○附属中学校3年A組15番」が、「文科太郎くん」であることは、学校内にある名簿を見ればすぐに分かりますよね。名簿は、職員室にも教室の当番表にも、様々な場所にあると考えられます。その場合、「他の情報と容易に照合することができる情報にあると整理できるため、「○○附属中学校3年A組15番」は個人情報に該当します。

では、○○附属中学校を設置する△△大学法人においてはどうか。一見、△△大学法人には、児童生徒の名簿がないため「他の情報と容易に照合することができない個人情報ではないのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、「他の情報と容易に照合することができるかどうかは、国立大学法人・国立大学附属学校をまとめて一つの「個人情報取扱事業者」とし、その中で照合できるかどうかで判断することになっています。つまり、国立大学法人（当該法人下の学校を除く）内では照合することが不可能でも、国立大学法人が設置するどこかの学校において照合することができる場合は、「他の情報と容易に照合することができ」と判断するのです。そのため、「△△大学法人○○附属中学校3年A組15番」という情報は、△△大学法人においては「他の情報と容易に照合することができ」なくても、△△大学法人に属する○○附属中学校においては「他の情報と容易に照合することができ」、それが「文科太郎くん」であることが分かってしまうため、△△大学法人においても個人情報であると判断されます。

「氏名が無ければ個人情報では無い」と誤解しがちですが、仕組みを理解して情報を取り扱っていくことが大切です。

Q（6）直接書面に記載された個人情報の取得にあたり教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」明示すればよいですか。

【回答】

① 「誰が」

各学校や国立大学法人の教職員が行います。

② 「誰に対して」

各学校や国立大学法人の教職員は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人である児童生徒に対し、その利用目的を明示する必要があります。また、学校の教育活動への理解を得る観点から、児童生徒の発達段階、学校の実態や教育データの種類に応じて、保護者に対しても利用目的を明示することは、より丁寧な対応となります。

【解説】

※利用目的の明示の詳細は、「[I. 総論編 1. 3. 2](#)」を参照してください。

1. 「誰が」利用目的を明示するか

個人情報保護法上、利用目的の明示は、個人情報を本人から直接書面（オンラインを含みます。以下本Qにおいて同じ。）で取得する主体（各学校や国立大学法人）が行うこととされています。

そのため、国立大学附属学校が、児童生徒を本人とする個人情報を本人から直接書面で取得する場合は、各学校の教職員や校長等が、学校や校長の名義で利用目的の明示を行うことも可能です¹⁰¹。

また、国立大学法人が、自ら児童生徒を本人とする個人情報を本人から直接書面で取得する場合には、国立大学法人の名義で利用目的の明示を行うことが考えられます。この際、名義は国立大学法人として、実際は設置する学校を通じて明示を行っても構いません。

2. 「誰に対して」利用目的を明示するか

個人情報保護法上は、利用目的は、本人である児童生徒に対して明示する必要があります。

もっとも、学校教育においては、保護者が、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データの利用目的を把握しておきたいと考えていることもあります。そのため、学校の実態や利用する個人情報の種類に応じて、保護者に対しても利用目的を明示することは、より丁寧な対応となります。

¹⁰¹ 学校や校長の名義で利用目的の明示を行う場合でも、当該個人情報が当該学校だけでなく国立大学法人等での利用を想定している場合は、その旨も明示する必要があります。

Q (7) 教育データの利活用を行う場合、同意の取得は必要ですか。同意の取得が必要になるのはどのような場合ですか。必要な場合はどのように同意を取得すれば良いですか。

【回答】

国立大学法人・国立大学附属学校が個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定したうえで、特定した利用目的の範囲内の取扱いとすることが基本です。このように個人情報を取り扱う場合には、利用目的を特定することや、利用目的を本人に通知すること等は必要ですが、同意の取得は求められません。よって、教育データの利活用を行う全ての場で児童生徒や保護者の同意が必要なわけではありません。

一方、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合、要配慮個人情報を取得する場合、個人データを第三者提供する場合等には本人の同意取得が必要となります。同意を取得する場合は、国立大学法人・国立大学附属学校の教職員が、原則本人から（発達段階に応じて保護者から）同意を取得します。詳細は、「[1. 総論編 1. 3. 3](#)」を参照してください。

【解説】

1. 同意を取得する場合とは

上記のとおり、教育データの利活用を行う全ての場で、同意が必要となるわけではありません。

国立大学法人・国立大学附属学校が個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定したうえで、特定した利用目的の範囲内の取扱いとすることが基本ですが、この場合本人の同意取得は必須ではありません。

一方で、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合、要配慮個人情報を取得する場合、個人データを第三者提供する場合等においては、原則として、本人の同意取得が必要です。例えば、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うには、あらかじめ本人の同意を得る、または個人情報保護法第 18 条第 3 項¹⁰²に規定する例外に該当することが条件となります。

なお、本人同意は適正に取得する必要があります。例えば、本人の同意があっても、利用目的が具体的に特定されていない場合、事前の説明が十分でない場合、同意が強制されている場合等には、同

¹⁰² 個人情報保護法第 18 条第 3 項に規定する例外については次のとおり。①法令（条例を含む。）に基づく場合。②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。⑤当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。⑥学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

意が無効になることがあります。特に、学校教育の性質上、全児童生徒に対し同意書を必須の提出物とする場合や、同意しない児童生徒が授業を受けることができない場合等はもちろん、授業に不便が生じる場合等においても、実質的に同意せざるを得ない状況にあるなど本人同意の任意性が十分確保されていない場合があることを認識する必要があります。

2. どのように同意を取得するか

同意の取得は、個人情報を取り扱う主体が行うことが一般的であると考えられます。例えば、国立大学法人が児童生徒を本人とする個人情報を利用目的以外の目的で利用・提供する場合には、国立大学法人の名義で同意を取得することが考えられます。この際、名義は国立大学法人として、実際は設置する学校を通じて同意の取得を行うことは可能です¹⁰³。

ただし、適正に同意が取得されていない場合は、同意が無効になる場合があります。詳細は「[I. 総論編 1. 3. 3](#)」を確認してください。

3. 誰から同意を取得するか

同意は、本人から取得するのが原則とされています。

しかし、児童生徒の発達段階によっては、同意したことによって生じる結果について自分で理解・判断できないことも考えられます。自分で理解・判断できる場合は本人から、できない場合は保護者から、同意を取得することが必要です。

なお、同意等について自分で理解・判断できると考えられる子供の具体的な年齢は、個人情報の種類や場面ごとに個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子供については、保護者等からの同意を得る必要があるとされています¹⁰⁴。

なお、15歳以下の児童生徒が同意したことによって生じる結果を自分で判断できると考えられるか判断がつきにくい場合に、児童生徒本人のみならず保護者の同意も併せて取得しておくことは、より丁寧な対応となります。

以上のとおり、最終的には個人情報の種類や児童生徒の発達段階に応じて、誰から同意を取得するかを個別具体的に判断する必要があります。もちろん、実際の学校現場で児童生徒一人一人について判断をすることは現実的ではありませんので、基本的には国立大学法人や国立大学附属学校として判断を行うことで問題ありません。

¹⁰³ 同意の取得は、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。

¹⁰⁴ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」（個人情報保護委員会、令和7年7月1日更新）Q1 - 62

Q（８）新たな学習用ソフトウェア等を契約・導入する際、個人情報の取扱いに関してどのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

学習用ソフトウェア等（※）提供事業者に、児童生徒を本人とする個人データの取扱いを委託するに当たっては、個人情報保護法を遵守する必要があります。

そのため、個人データの適切な管理を行う能力を有する学習用ソフトウェア等提供事業者を選定するとともに、委託先における個人データの適正な取扱い、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人データの管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、契約書、利用規約、個人情報保護に関するポリシー等の書面で、個人データの取扱いに関して必要かつ適切な措置が取られているかの確認が求められます。

なお、国立大学法人・国立大学附属学校が、授業など児童生徒が一律に参加する教育活動で学習用ソフトウェア等を活用することで取得される児童生徒の個人情報については、学習用ソフトウェア等を提供する民間事業者での取扱いも含め、当該国立大学法人・国立大学附属学校で責任をもって取り扱う必要があるということが前提となります。この前提を踏まえると、そうした取扱いを担保するためには、国立大学法人・国立大学附属学校から民間事業者に「個人データの取扱いを委託」することが一般的であり、望ましいことから、基本的にこうした対応が求められます¹⁰⁵。

※学習用ソフトウェア等

児童生徒が学習する際に使用するソフトウェア（デジタル教科書等の学習資料・学習コンテンツ、AIドリル等の習得学習教材、画像・映像編集ソフトウェア等）に加え、学習支援を行うソフトウェア（児童生徒の学習活動を共有、学習の進行状況を管理する等）を含みます。

【解説】

1. 契約書等に明記すべき事項

個人データの取扱いについては、学習用ソフトウェア等提供事業者との契約の際に、契約書、利用規約、個人情報保護に関するポリシー等で、以下の事項が明記されているかについて確認する必要があります。なお、学習用ソフトウェア等提供事業者の契約書等にこれらが示されていない、あるいは内容が不十分である場合は、別途、個人データの取扱いに係る契約を締結する等の方策をとる必要があります。

¹⁰⁵ 実際には個別の事例ごとに判断されることとなりますが、法律の専門家からは、委託によらず民間事業者に直接取得させることは、個人情報保護法第20条に照らして、民間事業者が適正に個人情報を取得しているかという観点で、違法の疑いもあるとの指摘もあったところ、民間事業者の提供する学習用ソフトウェア等を活用するに当たっては、適切に選択するよう留意してください。

個人情報の取扱いを委託する際に契約書に明記すべき事項

- ① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- ② 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- ③ 個人情報の複製等の制限に関する事項
- ④ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- ⑤ 個人情報の漏えい等¹⁰⁶の事案の発生時における対応に関する事項
- ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項

このとき、「①個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務」については、例えば、学習用ソフトウェア等提供事業者が、取得した個人情報を含む教育データを自社のマーケティングのために分析する等、その事業者自身のために利用することが契約書に記載されていないか等を確認する必要があります¹⁰⁷。このような利用は通常、国立大学法人・国立大学附属学校にとって、特定した利用目的の範囲内の取扱いとはいえないと考えられ、国立大学法人・国立大学附属学校からの委託の範囲を超えると考えられるため、国立大学法人・国立大学附属学校が委託を行う場合にはその範囲や内容を慎重に検討することが求められます。

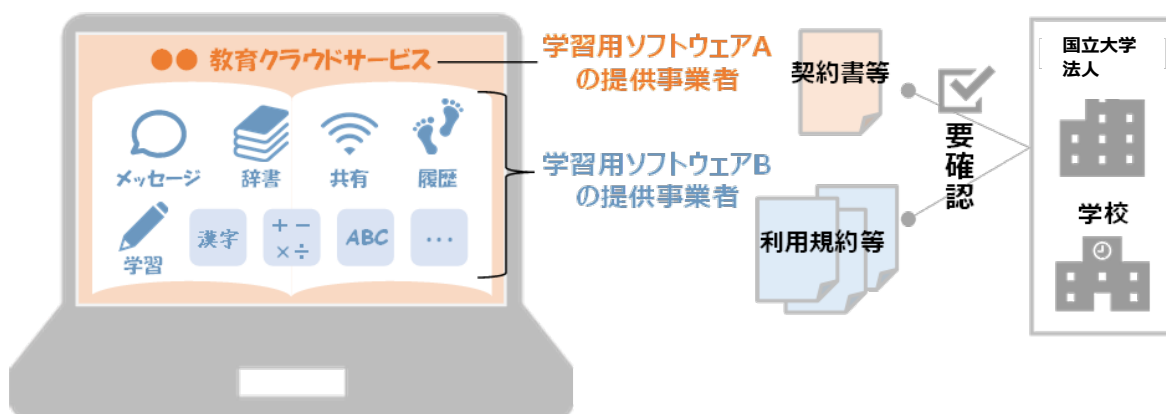
また、例えば、プラットフォーム機能を持つ学習用ソフトウェア A を介して、別の学習用ソフトウェア B を利用する場合（図表 9 参照）には、国立大学法人・国立大学附属学校は、A の提供事業者との間の契約書等の内容を確認するのはもちろんですが、B の提供事業者が定める利用規約等の内容も確認する必要があります。

学習用ソフトウェア等提供事業者との契約や学習用ソフトウェア等提供事業者の管理、委託先の監督等の詳細については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）の 3 - 4 - 4、最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）¹⁰⁸の「第 2 編 8. 外部委託」及び「第 2 編 9. SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用」等も参考にしてください。

¹⁰⁶ 漏えい、滅失やき損(例えば、ランサムウェアにより暗号化されてしまった等も含みます。)が含まれます。

¹⁰⁷ 委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人情報を、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人情報を統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません。（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」個人情報保護委員会(令和 7 年 7 月) A7-38)

¹⁰⁸ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm



図表9 国立大学法人・国立大学附属学校が確認すべき学習用ソフトウェア等提供事業者の契約書等

2. 個人データの取扱いを委託する場合の留意事項

個人データの取扱いを委託する場合は、上記に加え、「[I. 総論編 1. 4](#)」に示す点にも留意が必要です。

また、学習用ソフトウェア等を導入する段階で、導入しようとする学習用ソフトウェア等の安全性や信頼性を確認することが必要です。学習用ソフトウェア等の安全性や信頼性については、学習用ソフトウェア等提供事業者が、プライバシーマーク¹⁰⁹やISMS認証¹¹⁰といった第三者認証を取得しているか、学習者プライバシー宣言¹¹¹を行っているか、といった点が信頼性の確認に役立つと考えられます。また、過去に情報流出が発生していないかをインターネットや新聞記事等を通じて調査（必要に応じて直接学習用ソフトウェア等提供事業者に質問）すること（仮に発生していた場合には、学習用ソフトウェア等提供事業者に改善状況や再発防止策を確認すること）も、安全性や信頼性の確認に役立ちます。

3. 学習用ソフトウェア等提供事業者等に統計情報を提供する場合

統計情報は、特定の個人との対応が排斥されている限りは、個人情報保護法の適用の対象外となります。そのため、統計情報であれば、学習用ソフトウェア等提供事業者等に提供することが可能です。

¹⁰⁹ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度（<https://privacymark.jp/>）

¹¹⁰ 情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）のISMS適合性評価制度（<https://isms.jp/isms.html>）

¹¹¹ 一般社団法人ICT CONNECT 21が設立したGIGAスクール構想推進委員会が、令和3年に策定した、学習者が様々な教育サービスを安全・安心に使えるように、学習用ソフトウェア等の提供企業が教育委員会／学校／大学／保護者に向けて、児童生徒/学生の個人情報についての正しい取扱いを宣言するための宣言書（<https://giga.ictconnect21.jp/declare/>）

Q（9）教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステム（クラウドサービス）を利用する場合に、気を付けるべきことはありますか。

【回答】

教育データは安全に管理する必要があり、このことは、インターネットに接続するシステムを利用する場合でもそうでない場合でも、違いはありません。クラウドの活用を念頭に置いて、留意点への対策を行っていく必要があります。

【解説】

1. クラウドサービスの特徴

1人1台端末の整備に伴って、インターネットにつながるシステムやサービスを利用する機会は従前と比べて増加しています。

従来主流だったのは、いわゆる「オンプレミス」¹¹²と呼ばれるサービス形態でしたが、オンプレミス型には、サーバの維持管理コストやセキュリティ面のほか、ソフトウェアがインストールされたハードウェアが手元にないとサービスが利用できない等の課題がありました。

一方で、クラウドサービスは、国立大学法人・国立大学附属学校自らがサーバ等を用意する（オンプレミス）ことがなく、初期費用を大幅に抑えられたり、より効率的・効果的に情報セキュリティを担保することが可能となったり、日進月歩で進化する新しいサービスの取り入れが容易であったりする等の利点があります。

従来のオンプレミスを前提としたICT環境整備を否定するものではありませんが、政府全体としては、上記のように多くの利点があるクラウドの利用を推進するという方針が示されていること（クラウド・バイ・デフォルトの原則）¹¹³も踏まえ、クラウドサービスの利用を念頭に置いて検討を進める必要があります。

また従来、重要性の高い情報のセキュリティの確保に当たっては、ネットワーク分離による境界防御型のセキュリティ対策を講じていましたが、近年では、強固なアクセス制御による対策（インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために、多要素認証による利用者認証、端末認証、端末・サーバ・通信の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策を指す）が有効な手段として示されています。パブリッククラウド環境で重要性の高い情報を取り扱う場合には、この対策を実施することが必要です。

¹¹² サーバやソフトウェア等のシステムをユーザが管理する施設に設置し、管理運用する方式

¹¹³ 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2021年（令和3年）9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定）「2 基本方針 2.1 クラウド・バイ・デフォルト原則」
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/dafcde5b/20220422_resources_standard_guidelines_policy_05.pdf)

2. クラウドサービスの活用を念頭に置いた留意点

クラウドサービスを利用する際には、個人データの取扱いの委託にあたるのか、個人データの第三者提供にあたるのかを整理する必要があります。国立大学法人・国立大学附属学校が個人データを管理する観点では、個人データの取扱いの委託という方式をとることが望ましいと考えられます。具体的な対応方法は、「[I. 総論編 1. 4](#)」を確認してください。また、信頼できるクラウドサービス提供事業者のシステムを利用するとともに、情報資産毎に許可されたクラウドを利用する教職員等及び児童生徒のみがアクセスできる環境を設定したり、データの暗号化等による安全管理措置を講じたりする等、外部からの不正アクセスを防止する等の対策を取る必要があります¹¹⁴。特に、クラウドサービスの安全性や信頼性については、プライバシーマーク¹¹⁵や ISMS 認証¹¹⁶といった第三者認証を取得しているか、学習者プライバシー宣言¹¹⁷を行っているか、といった点が信頼性の確認に役立つと考えられます。

また、クラウドサービス提供事業者等に個人データの取扱いの委託をする場合において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできません。これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります¹¹⁸。

加えて、海外のクラウドサービスについては、管理する教育データやシステムについて、一部の日本の法令が適用されない場合や、「法的なトラブルが生じた場合に利用する裁判所（管轄裁判所）」が日本国外となってしまう場合がありますので、同サービスの利用については慎重な対応が求められています¹¹⁹。なお、海外のクラウドサービスを利用する等、個人情報海外で取り扱われる場合は、個人データが取り扱われる外国の特定や外国の個人情報の保護に関する制度等の把握を行ったうえで、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります¹²⁰。

¹¹⁴ 対策について、基本は「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）「第2編6 技術的セキュリティ」。クラウドサービスを利用する場合には、SaaS型パブリッククラウドサービスの場合は「第2編9 SaaS型パブリッククラウドサービスの利用」、その他の場合は「第2編8 外部委託」。学習用端末の利用については、「第2編4.5 学習者用端末のセキュリティ対策」。

¹¹⁵ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度（<https://privacymark.jp/>）

¹¹⁶ 情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）のISMS適合性評価制度（<https://isms.jp/isms.html>）

¹¹⁷ 一般社団法人 ICT CONNECT 21 が設立した GIGA スクール構想推進委員会が、令和3年に策定した、学習者が様々な教育サービスを安全・安心に使えるように、学習用ソフトウェア等の提供企業が教育委員会／学校／大学／保護者に向けて、児童生徒/学生の個人情報についての正しい取扱いを宣言するための宣言書

（<https://giga.ictconnect21.jp/declare/>）

¹¹⁸ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A」（個人情報保護委員会、令和7年7月1日更新）Q7-41~43 等

¹¹⁹ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）第2編9.2「SaaS型パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」（解説）（10）③

¹²⁰ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会、令和7年6月更新）3-6-4・10-7 等

Q (10) 万が一、教育データが流出してしまった場合や意図せずに削除されてしまった場合に、どのような対応が求められますか。

【回答】

直ちに、学校における教育情報セキュリティ管理者（学校長等）に報告し、被害の拡大防止の措置を取ることが求められます。教育情報セキュリティ管理者は、流出や削除等（漏えい、滅失やき損（例えば、ランサムウェアにより暗号化されてしまった等も含みます。）が含まれます。以下、「漏えい等」といいます。）が発生した原因を調査・分析し、国立大学法人・国立大学附属学校に報告するとともに、再発防止のために必要な対応をとる必要があります。

なお、法令で求められる場合（要配慮個人情報¹²¹）が1件でも漏えい等した場合、個人データに不正アクセスがあった場合、漏えい等が生じた個人データについて本人の数が1,000人を超える場合等）には、国立大学法人（国立大学附属学校）¹²²が個人情報保護委員会への報告と本人への通知を行うことが必要となります。

【解説】

教育データが漏えい等した場合には、以下を参考に対応してください¹²³。なお、個人情報保護法上の義務を守ることに加えて、主に地方公共団体が設置する学校を対象とした教育情報セキュリティポリシー等を参考に、独自のルールを定めている場合にはそのルールにも従ってください。

1. 学校内部での報告

教育データの漏えい等のおそれがあると思われる場合には、その事態を認識した教職員は、直ちに、教育情報セキュリティ管理者（学校長等）に報告します。

このとき、自らの判断で事態の解決を図るのではなく、速やかに教育情報セキュリティ管理者に報告し、その指示を仰ぐことが重要です。また、漏えい等に該当するかどうか等の判断に迷う場合にも、少しでも疑わしいと思った時点で、速やかに報告することが望ましいです。

2. 被害の拡大防止

教育情報セキュリティ管理者は、被害の拡大防止又は復旧のため、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末等のネットワークを切断する等の対応（教職員に指示することを含

¹²¹ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれます。（個人情報保護法第2条第3項）

¹²² 個人情報保護法第26条（漏えい報告等）の主体は、「個人情報取扱事業者」です。「個人情報取扱事業者」には、個人情報データベース等を事業の用に供している者（（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く）が該当します（個人情報保護法第16条）学校を含む国立大学法人においては、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人（国立大学附属学校）が個人情報保護委員会への報告・本人への通知を行うこととなります。

¹²³ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）3-5

みます。)を、直ちに行います。

3. 国立大学法人への報告

教育情報セキュリティ管理者は、教育データの漏えい等が発生した経緯、被害状況等を調査し、直ちに国立大学法人に報告します。なお、5.にあるような事態が発生した場合には、事態を知った後速やか(概ね3～5日以内)に、国立大学法人(国立大学附属学校)から個人情報保護委員会への報告が必要となることに留意してください。

4. 再発防止策

教育情報セキュリティ管理者は、教育データの流出や削除の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な対策を実施するとともに、国立大学法人・国立大学附属学校内部に再発防止対策を報告・共有します。

5. 個人情報保護委員会への報告・本人への通知¹²⁴

児童生徒の健康診断の結果等の要配慮個人情報が1件でも漏えい等した場合、児童生徒を本人とする個人データに不正アクセスがあった場合、漏えい等が生じた個人データについて児童生徒本人の数が1,000人を超える場合等、個人情報保護法で求められる場合¹²⁵には、国立大学法人(・国立大学附属法人)は、個人情報保護委員会への報告と児童生徒本人への通知を行うことが求められます。個人情報保護委員会への報告は、事態を知った後速やか(概ね3～5日以内)に速報を、30日以内(不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態である場合¹²⁶は60日以内)に確報を行う必要があります。

法令上で、個人情報保護委員会への報告及び児童生徒本人や保護者への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表したり、児童生徒本人や保護者への連絡をしたりすることも検討してください。

¹²⁴ 個人情報保護法第26条、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(個人情報保護委員会)3-5

¹²⁵ 個人情報保護委員会への報告対象事態としては、①要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(個人情報保護法施行規則第7条)

¹²⁶ 個人情報保護法施行規則第7条

Q (11) 教育データをシステム上で安全に管理するうえで、情報セキュリティの観点からどのようなことに気を付ければよいですか。

【回答】

国立大学法人・国立大学附属学校において、教育データを安全に管理するための仕組みやルール作り、教職員への研修等を行うことが重要です。そのうえで、教育データを取り扱う者一人一人が、その仕組みやルールを守る必要があります。なお、教育データの取扱いを外部に委託する場合には、適切な委託先を選ぶとともに、委託先の監督も必要になります。

【解説】

教育データを安全・安心に取り扱うためには、個人情報保護法等に従って、国立大学法人・国立大学附属学校において、教育データを安全に管理するための仕組み・ルール作りや、実際にデータを取り扱う者への研修等を行う必要があります。なお、国立大学法人・国立大学附属学校が教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、文部科学省において「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)¹²⁷を策定しているため、参考にしてください。

具体的には、例えば、以下のようなことが必要です。詳細は、「[I. 総論編3](#)」を参照するとともに、教育情報セキュリティポリシーや「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(個人情報保護委員会)の3-4-2、10(別添)講ずべき安全管理措置の内容等の記載を参照してください。

教育データを安全に管理するために必要になることの例	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の参照箇所
教育データを安全に管理するための体制整備	組織体制(第2編2.)等
教育データの取扱い状況を確認する方法の整備	組織体制(第2編2.)、アクセス制御(第2編6.2.)等
教育データの流出が発生した場合に備えた体制の整備、ルール作り	組織体制(第2編2.)、情報セキュリティインシデントの報告(第2編5.5.)、侵害時の対応(第2編7.9.)等
教育データが保管されている場所の厳重な管理	管理区域の管理(第2編4.2.)
教育データが記録されている機器、電子媒体(例:パソコン)の盗難等を防止するための対応	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理(第2編4.4.)、教育情報セキュリティ管理者の措置事項(第2編5.1.)、教職員等の遵守事項(第2編5.2.)、教育委員会事務局職員の遵守事項(第2編5.3.)等
教育データが記録されている電子媒体等を持ち運ぶ場合の情報流出を防止するための対応、持ち運びのルール作り	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理(第2編4.4.)、教育情報セキュリティ管理者の措置事項(第2編5.1.)、教職員等の遵守事項(第2編5.2.)、教育委員会事務局職員の遵守事項(第2編5.3.)等

¹²⁷ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

教育データの削除、廃棄（例：保存年数を超えた教育データの削除）	教職員等の利用する端末や電磁記録媒体等の管理（第2編4.4.）等
教育データにアクセスできる者の限定	アクセス制御（第2編6.2.）等
外部からの不正アクセスを防止するための対応	アクセス制御（第2編6.2.）、不正アクセス対策（第2編6.5.）等
教育データ取扱いに係る教育、研修	研修・訓練（第2編5.4.）等

図表 10 教育データを安全に管理するために必要になることの例

なお、教育データの管理を外部に委託する場合には、まず信頼できる適切な委託先を選ぶことが必要です。そのうえで、委託先との契約については、「[I. 総論編1.4](#)」及び「[IV. Q&A編Q\(8\)](#)」を参照してください。